

令和6年第4回能登町議会9月定例会議 会議日程表

9月6日から9月19日(14日間)

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	9 月 6 日	金	午前10時00分	本 会 議	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 請 願 上 程 ・ 朗 読 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	9 月 7 日	土		休 日	
第 3 日	9 月 8 日	日		休 日	
第 4 日	9 月 9 日	月		委 員 会	
第 5 日	9 月 10 日	火		決 算 特 別 委 員 会	
第 6 日	9 月 11 日	水		決 算 特 別 委 員 会	
第 7 日	9 月 12 日	木		決 算 特 別 委 員 会	
第 8 日	9 月 13 日	金		決 算 特 別 委 員 会	
第 9 日	9 月 14 日	土		休 日	
第 10 日	9 月 15 日	日		休 日	
第 11 日	9 月 16 日	月		休 日	
第 12 日	9 月 17 日	火	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第 13 日	9 月 18 日	水		休 会	
第 14 日	9 月 19 日	木	午前10時00分	本 会 議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（金七祐太郎）

ただいまから、令和6年第4回能登町議会9月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から9月19日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（金七祐太郎）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

14番 鍛冶谷真一 議員、

1番 小浦 肇 議員

を指名いたします。

諸般の報告

議長（金七祐太郎）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

今定例会議に町長より別冊配付のとおり、議案14件、認定7件が提出されております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、「令和5年度決算に基づく能登町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」、「専決処分の報告について」の2件があり、お手元に配付いたしましたので、ご了承をお願いします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定による株式会社能登町ふれあい公社、有限会社のとクリーンサービスの経営状況についての報告書の提出があり、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和5年度決算審査報告書、また令和6年5月、6月、

7月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

議案上程 議案第56号～認定第7号

議長（金七祐太郎）

日程第3、議案第56号「令和6年度能登町一般会計補正予算（第3号）」から、日程第23、認定第7号「令和5年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの21件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（金七祐太郎）

町長から提案理由の説明を求めます。

大森町長。

町長（大森凡世）

皆さん、お疲れさまでございます。

令和6年第4回能登町議会9月定例会議の開会に当たりまして、議員の皆様におかれましては、町政運営にご理解、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

本日提案をいたしております議案等につきまして、その対応と所信の一端をご説明をさせていただきます。

まず、能登半島地震への対応でございますけれども、今回の地震において町内で5,600棟を超える住家が被害を受け、さらには町内全域で断水となり、限られた生活を強いられるなど、町内全ての方が被災者となったわけでありませぬ。

また、土砂崩れ等によりまして道路が遮断され、6つの集落が孤立をしたわけではありますが、自衛隊の皆様方の救助によりまして、1月5日には解消をされました。

このような状況の中、町では国、県等々と連携をしながら町民の生活環境を確保するために、道路、水道などのインフラの復旧に加えまして、応急仮設住

宅の建設を進めてまいりました。

先月には、町内各18の仮設住宅の団地が全て完成をいたしまして、昨日時点において491世帯の方が入居をされておられるという状況であります。

また、災害廃棄物につきましても、県内外の自治体からの受入れ支援等々によりまして、廃棄物の処理を円滑に進めているところであります。

公費解体につきましても、8月末でございますけれども全ての手続が完了した解体棟数というのは260であります。実際、解体をされている棟数というのは現在8月末で403棟というところでございます。今後も生活再建の道筋ができるよう、引き続き公費解体の加速化を図ってまいります。

そして、先月の2日、政府の地震調査委員会委員によりまして、兵庫県から新潟県の日本海の海底でマグニチュード7以上の地震を引き起こす可能性がある25の海域活断層が公表をされたわけでありまして。

また、8日には、九州南部の日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ巨大地震注意というのが初めて発表をされました。

この多発する地震、台風、豪雨など、近年の自然災害というのは非常に激甚化をしております。町といたしましても、その初動対応の迅速化や危機管理体制の充実を図りながら町民の皆様の安全・安心の確保に取り組んでまいりたいと考えております。町民の皆様におかれましても、改めて災害への備えというのをお願いをしたいというふうに思っております。

また、町民の皆様がにぎわいを感じていただき、活気ある日常を取り戻すため、先般、旧役場跡地に大屋根広場が完成いたしました。新たなにぎわいの拠点として位置づけておりまして、オープンの後は復興支援のコンサートや盆踊りなどに活用いただいております。今後も町民の憩いの場として、集いの場として積極的にご利用いただければと思っております。

また、復興計画というところにおきましても、にぎわいの創出のほか伝統文化を尊重しながら、地域で安心して暮らすことができる持続可能な社会の実現に取り組んでまいりますので、また議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本日提案をいたしております議案14件、認定7件につきまして、その大要を説明させていただきます。

議案第56号から第61号までは、一般会計及び特別会計、企業会計の補正でございます。

今回の補正の主な内容でございますが、震災からの復旧に係る経費に加えまして、重点交付金を活用した給付金、それと定額減税事業、また、ふれあいの里施設に設置いたします屋外遊具整備事業などを追加いたしております。

それでは、議案第56号「令和6年度能登町一般会計補正予算(第3号)」は、

104億3,611万円を追加いたしまして、予算の総額を418億5,936万4,000円としようとするものです。

歳出からご説明をさせていただきます。

第2款「総務費」は、2億6,134万8,000円の追加であります。

第1項「総務管理費」、第1目「一般管理費」は、地震災害のお礼挨拶に係る旅費等を追加いたしております。また、会計年度任用職員の退職に伴う人件費を減額し、総合案内業務の組替え委託料として追加をしたものであります。

第3目「財政管理費」、基金積立費は、個人及び企業からのふるさと納税を原資といたしまして、令和6年能登半島地震復興基金への積立金を追加したものであります。

第4目「会計管理費」は、会計年度任用職員の人件費の追加であります。

第5目「財産管理費」は、庁舎管理費において会計年度任用職員の退職に伴う人件費の減額と、一般財産管理費においては宇出津新港の町有地の利便性向上を図るため、植樹帯の撤去工事費を追加したものであります。

第6目「企画費」では、陸上養殖によります海洋深層水を活用した海ぶどうの加工場の創業に係る補助金、また宮内町内会に対しましてコミュニティ活動に必要な備品の購入助成金の追加であります。

第7目「地方創生推進費」は、財源の調整であります。

第8目「地域振興費」は、寄附の申出がありましたトレーラーハウス受領に係る所要経費、また定住住宅助成金、そしてふるさと能登町応援寄附金の増に伴う経費の追加であります。

第9目「支所費」は、柳田総合支所の会計年度任用職員の人件費の追加と、物価高騰によりまして不足をいたしました屋外キュービクルの取替工事費の追加であります。

第13目「交通対策費」では、北鉄特急バスのキャッシュレスシステム導入の町負担分の追加、また震災後のデマンドタクシーのニーズ調査に対しましての補助金の追加であります。

第14目「電子自治体推進費」では、行政サービスのさらなるDXの推進を図るため、地方自治情報化推進フェアへの参加費用の追加であります。

第16目「諸費」では、姉妹都市推進事業において、流山市、小林市、信濃町への表敬訪問に要する費用の追加であります。

第19目「復興推進費」では、事務費の追加のほか、被災した住まいの再建のため無料の訪問個別相談会の実施、また応急仮設住宅で組織をいたしました自治会が実施するカーシェアリングに要する費用を追加したものでございます。

第2項「徴税费」、第3目「賦課徴収費」では、賦課徴収事務費において、罹災証明の発行に係る事務費、震災による減免に伴う税と保険料の還付処理に係

るシステム改修に要する費用の追加でございます。

第3款「民生費」は、3億5,820万8,000円の追加であります。

第1項「社会福祉費」、第1目「社会福祉総務費」は、援護事業費におきまして、慰霊碑等の修繕に係る補助金の追加であります。

また、地震によりまして令和5年度分の住民税が全額免除される水準となった方が含まれる世帯、そしてまた令和6年度に新たに住民税が非課税または均等割のみの課税となる世帯にそれぞれ10万円の給付と子供1人当たり5万円の給付金に係る費用の追加でございます。

そのほか、定額減税が十分に受けられない方に対する給付金と、その事務に要する費用の追加も行っております。

第2目「障害者福祉費」では、町の障害福祉計画の見直しに係る所要の経費の追加でございます。

第3目「老人福祉費」は、藤波、七見、小木のデイサービスセンターに係る指定管理料の追加、また今後の介護予防サービス計画の作成増を見込んだ費用の追加であります。

第4目「介護保険費」は、低所得者介護保険料の軽減負担金の償還金の追加であります。

第5目「国民健康保険費」、第6目「後期高齢者医療費」は、特別会計への繰出金の追加であります。

第8目「災害対策費」は、応急仮設住宅に入居をしております高齢者世帯や要配慮世帯に対する見守り強化に要する費用の追加であります。

第2項「児童福祉費」、第1目「児童福祉総務費」では、くぬぎ児童クラブの運営に要する費用の追加であります。

第3目「児童福祉施設費」は、柳田保育所の運営に要する費用の追加、また寄附金を活用いたしまして備品購入に要する費用の追加をしたものであります。

第3項「災害救助費」、第2目「災害援護費」は、災害関連死の認定数の増などによりまして災害弔慰金等に係る費用の追加を行ったものでございます。

第4款「衛生費」は、41億6,820万6,000円の追加であります。

第1項「保健衛生費」、第4目「環境衛生費」は、会計年度任用職員の旅費の追加であります。

第2項「清掃費」、第1目「清掃総務費」は、震災によります奥能登クリーン組合の焼却施設の復旧費とRDF棟解体に伴います負担金の追加であります。

第2目「塵芥処理費」は、能都埋立処分場浸出水処理施設の修繕料の追加であります。

第4目「災害対策費」は、本年度解体見込み数を修正したことによります公費解体費用の追加と、それから津波堆積物の収集及び運搬に要する費用の経費、

また、被災した家屋の撤去を加速させるため所有者が自ら行う自費解体に対する補助金の追加であります。

第3項「水道費」、第1目「水道施設費」は、水道事業会計への災害復旧事業に対する補助金の追加であります。

第6款「農林水産業費」は、9億2,114万3,000円の追加であります。

第1項「農業費」、第2目「農業総務費」は、財源の調整であります。

第4目「畜産業費」では、秋の味覚市で実施をいたします能登牛PRに関する補助金の追加であります。

第5目「農地費」では、県営老朽ため池整備事業及び県営圃場整備事業に係る負担金、そして農地整備環境機能増進事業補助金に加えまして、農業基盤整備事業において県営農業用施設石綿対策特別事業負担金の追加であります。

第6目「災害対策費」は、被災農業者の早期営農再開を図るために、農業機械の再取得に係る補助金、また農村地域コミュニティ再生モデル事業の取組に要する費用の追加であります。

第3項「水産業費」、第4目「漁港建設費」では、高倉漁港の修繕に要する県営漁港整備事業負担金の追加であります。

第7款「商工費」は、1億2,306万9,000円の追加であります。

第1項「商工費」、第2目「商工業振興費」では、県が小規模事業者及び中小企業者を対象に、営業再開に必要な仮設店舗等の整備に係る経費の補助に対しまして、町が上乘せ補助をするための費用の追加であります。

第3目「観光費」は、観光振興対策事業におきまして、能登空港ターミナルビルの館内広告、また秋の味覚市実行委員会への補助金の追加であります。

そして、観光施設管理費においては企業版ふるさと納税によりましてご寄附をいただきましたトレーラーハウスの設置費用を追加するとともに、公園の管理費においてはふれあいの里施設に屋外大型遊具施設を設置するための費用の追加であります。

第8款「土木費」は、2億6,565万6,000円の追加であります。

第1項「土木管理費」、第1目「土木総務費」は、土木積算システムのライセンス等の増の費用の追加であります。

第2項「道路橋りょう費」、第2目「道路橋りょう維持費」では、道路除雪機械1台の購入の補助金の追加であります。

第3項「河川費」、第2目「災害対策費」は、災害関連事業においては町内4か所、そして崖崩れ対策事業においては町内6か所に係る測量設計費の追加であります。

第5項「都市計画費」、第3目「下水道費」は、下水道事業会計への災害復旧

事業に係る補助金の追加であります。

第6項「住宅費」第1目「住宅総務費」では、町が実施いたします住宅の簡易診断を追加したほか、個人が実施する耐震診断、また耐震計画作成への補助金の追加であります。

そして、被災により居住不能となりました公営住宅37棟の解体経費の追加をしたものでございます。

第9款「消防費」は、77万1,000円の追加であります。

第1項「消防費」、第2目「非常備消防費」において、全国消防操法大会への旅費の追加、また消防団のポンプ自動車の修繕料の追加であります。

第10款「教育費」は、2,025万9,000円の追加であります。

第1項「教育総務費」、第2目「事務局費」において、松波中学校の円滑な統合に向けた諸課題を検討し、調整するために設置をいたしました松波地区統合検討委員会に係ります所要の経費の追加であります。

第3目「学校教育費」では、震災に係る教育関係寄附金を活用いたしまして、児童及び生徒提案型事業に対する補助金の追加、また外国語指導助手の任用に要する費用の追加でございます。

第2項「小学校費」、第1目「小学校管理費」及び第3項「中学校費」、第1目「中学校管理費」において、震災に係る教育関係寄附金を活用いたしまして、学校施設の各修繕料の追加、また第2目「中学校教育振興費」では、吹奏楽部の楽器購入に要する費用の追加でございます。

第4項「社会教育費」、第2目「社会教育施設費」では、日本プラネタリウム協会主催の研修会への参加費用の追加でございます。

第3目「公民館費」は、小間生公民館のエアコンの修繕費のほか、秋吉公民館の建設に係ります実施設計費の追加でございます。

第5項「保健体育費」、第2目「体育施設費」では、能都第二体育館の一般開放に伴います管理業務費の追加であります。

第3目「学校給食費」では、震災に係る教育関係寄附金を活用いたしまして、調理施設の修繕料を追加したものでございます。

第11款「災害復旧費」は、43億1,745万円の追加であります。

第1項「厚生労働施設災害復旧費」、第1目「民生施設災害復旧費」において、小垣地内にごございます高齢者等活動施設の漏水修繕工事費の追加でございます。

第2項「農林水産施設災害復旧費」、第3目「漁港施設災害復旧費」では、町管理の4漁港の災害復旧工事費の追加でございます。

第3項「公共土木施設災害復旧費」、第1目「土木施設災害復旧費」は、道路、河川、住宅の災害復旧費の追加でございます。

第4項「文教施設災害復旧費」、第1目「公立学校施設災害復旧費」は、松波

小学校の基本設計に係りますプロポーザル審査委員会に要する費用の追加をしたものであります。

第5項、第1目「その他の公共施設・公用施設災害復旧費」は、庁舎等施設災害復旧費において、能登消防署、内浦総合支所、上町分団詰所、崎山山村開発センターの復旧に係る経費、そして町内36か所の屋外拡声機の修繕費、能登海洋水産センターの復旧に係る実施設計費、町内4か所の防火水槽の修繕費、被災した小間生分団詰所と5つの集会所の解体に要する費用を追加したものでございます。

観光施設等災害復旧費につきましては、国民宿舎能登うしつ荘とセミナーハウス山びこの復旧に要する費用の追加であります。

以上、104億3,611万円の財源といたしまして、歳入において、第12款「分担金及び負担金」、第14款「国庫支出金」、第15款「県支出金」、第17款「寄附金」、第18款「繰入金」、第19款「繰越金」、第20款「諸収入」、第21款「町債」を追加いたしまして、収支の均衡を図っております。

次の議案第57号「令和6年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、454万円を追加いたしまして、予算の総額を22億7,024万6,000円としようとするもので、内容につきましては、地震の影響によります納期の変更のためのシステム改修費と一般被保険者療養費の見込みの追加でございます。

次の議案第58号「令和6年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、60万1,000円を追加いたしまして、予算の総額を4億4,048万円としようとするもので、内容につきましては、保険料の改定に係るリーフレットの作成費のほか、後期高齢者システムのクラウド化に伴いますサーバの移転とそのシステム改修に係る経費を追加したものでございます。

次の議案第59号「令和6年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、1億3,464万4,000円を追加いたしまして、予算の総額を31億304万5,000円としようとするものであります。内容につきましては、介護保険システム改修等に係る経費、また認定調査に係る人件費及び事務補助業務委託並びに国庫支出金等の過年度分返還金、そして一般会計の繰出金の追加をしたものでございます。

次の議案第60号「令和6年度能登町水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、収益的支出において3億5,000万円を追加いたしまして、総額を17億9,626万2,000円としようとするものです。内容につきましては、災害によります特別損失に伴う負担金の追加であります。

資本的支出において、災害復旧に係る建設改良費として9,255万円を追加いたしまして、総額を8億9,389万5,000円としようとするもので

す。内容につきましては、公共下水道災害復旧工事に伴います配水管の移設に係る経費及び災害復旧経費の追加を行ったものでございます。

次の議案第61号「令和6年度能登町下水道事業会計補正予算(第2号)」は、収益的支出において923万6,000円を追加いたしまして、総額を18億187万3,000円としようとするものであります。内容につきましては、人事異動による人件費の追加でございます。

資本的支出において、災害復旧費に係る建設改良費として4億4,968万6,000円を追加いたしまして、総額を25億192万1,000円としようとするものです。内容につきましては、小木浄化センター及び能都町水質浄化センター処理場の修繕経費のほか、災害復旧に係る経費を追加したものでございます。

次の議案第62号「能登町税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次の議案第63号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によりまして健康保険の被保険者証の廃止が12月1日から施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次の議案第64号「能登町認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例について」は、認定こども園うしつ保育所の完成によりまして、その位置を「能登町字崎山1丁目73番地」に変更をするため、改正をするものでございます。

次の議案第65号「能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について」は、松波小学校の仮設校舎の完成によりまして、その位置を「能登町字松波16字26番地」に変更するため、改正をするものでございます。

次の議案第66号「請負契約の締結について」は、令和6年度学校施設環境改善交付金事業能登町立柳田小学校長寿命化改良(予防改修)工事(建築)におきまして、去る8月28日、制限付一般競争入札(事後審査型)を行いましたところ、1億6,720万円で能登町字柳田の北能産業株式会社が落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の議案第67号「請負契約の締結について」は、令和6年度学校施設環境改善交付金事業能登町立柳田小学校長寿命化改良(予防改修)工事(電気設備)におきまして、去る8月28日、制限付一般競争入札(事後審査型)を行いましたところ、6,787万円で能登町字宇出津山分の鳳珠電気工事株式会社が落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第68号「財産の取得について」は、行政業務の用に供するための財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

取得財産につきましては、パーソナルコンピュータ120台、取得価格につきましては2,201万1,000円、契約の相手方は能登町字宇出津の株式会社千間啓文社でございます。

次の議案第69号「財産の取得について」は、消防の用に供するための財産を取得することについて、同じく地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

取得財産は、消防ポンプ自動車1台、取得価格は2,618万円、契約の相手方は七尾市の長野ポンプ株式会社七尾営業所でございます。

次からの認定第1号「令和5年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第7号の「令和5年度能登町病院事業会計の決算の認定について」までの7件の認定につきましては、令和5年度の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の3企業会計の決算につきまして、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して、議会の認定をいただくものでございます。

なお、令和5年度の決算状況につきましては、別冊の令和5年度主要施策の成果説明書の中でも、決算額の概要を明記してございますので、円滑な審査というのが進められますようご協力をお願いを申し上げます。

以上、本会議に提出いたしました議案等の提案理由を説明をさせていただきました。委員の皆様におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

議長（金七祐太郎）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（金七祐太郎）

日程第3、議案第56号から日程第23、認定第7号までの21件について、質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑ありませんか。

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

まず、今、町長がちょっと述べられたところの確認なんですけど、健康保険の被保険者証の廃止が12月1日と言われたと思うんですけど、12月2日…

町長（大森凡世）

2日です。

4番（馬場等）

2日ですね。

町長（大森凡世）

2日から。

1日って言いました？ すみません。申し訳ございません。

4番（馬場等）

すみません。その確認です。

それと、第3款民生費の第8目災害対策費、仮設住宅に入居する高齢者世帯や要配慮世帯に対する見守り強化に要する費用、この見守り強化の内容ですね。それをちょっと教えてほしいのと、最後に、第8款土木費の第6項住宅費、第1目、公営住宅37棟の解体経費を追加するとなっております。この公営住宅を解体する37棟の内訳、例えばどこそこ何棟とか、それが分かりましたらそれだけ教えてほしいです。

以上です。

議長（金七祐太郎）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

まず初めに、災害対策費における応急仮設住宅で被災者の見守り対策を強化するということですが、今回、予算で計上しておりますのは緊急通報装置を導入する費用を計上しております。

65歳以上の独居高齢世帯、要配慮世帯等の見守り対策の強化の一環として、今回予算計上をさせていただいております。

議長（金七祐太郎）

鏡島建設水道課長。

建設水道課長（鏡島敏雄）

それでは、質問にお答えいたします。

今回の能登半島地震において被災を受け、解体をする団地につきましては、鶉川団地、波並団地、もちの木団地、枇杷坂団地、それと、被災を受け、修復困難な災害の申請が難しいような棟、城野団地の9号棟と、わすみ団地の4号棟を解体予定しております。

棟数につきましては、長屋タイプで戸数が5戸とかそういうものもありますので、細かい詳細については、もしあれなら後ほどご説明いたします。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

そうしましたら、災害対策費のこの見守り強化に要するというのは、これはほかの市町でやっているああいうのと同じですか。例えば携帯を何か引っ張って、連絡が、ごめんなさい、その内容なんですけど。

議長（金七祐太郎）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

はい。ほかの市町村でも取組がされておりますけれども、当町でも従来から取り組んでおるんですけれども、携帯電話を使ってセンサー等を用いまして、何かあったら通報が自動でなされるというものです。

4番（馬場等）

ありがとうございます。

議長（金七祐太郎）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（金七祐太郎）

お諮りします。
ただいま議題となっております議案第56号から議案第69号までの14件について、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。
よって、議案第56号から議案第69号までの134については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

決算特別委員会の設置及び委員の選任について

議長（金七祐太郎）

お諮りします。
認定第1号「令和5年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第7号「令和5年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの7件については、能登町議会委員会条例第6条の規定により、6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの7件は、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定によって、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。

決算特別委員会の委員に、

- 1番 小浦 肇 議員
- 2番 吉田 義法 議員
- 4番 馬場 等 議員
- 7番 南 正晴 議員
- 8番 市濱 等 議員
- 9番 小路 政敏 議員

以上の6人を指名します。

お諮りします。

以上の6人を、決算特別委員会の委員とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6人が、決算特別委員会の委員に決定しました。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここで、しばらく休憩します。

休憩中に、全員協議会室で決算特別委員会を開き、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

ほかの議員、執行部は自席にて待機願います。（午前10時43分）

再 開

議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前10時45分再開）

委員長、副委員長の互選報告

議長（金七祐太郎）

「委員長、副委員長の互選報告」をいたします。

委員会条例第9条第2項により、休憩中に決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

決算特別委員会委員長に、2番 吉田 義法 議員

副委員長に、4番 馬場 等 議員

以上であります。

休会決議

議長（金七祐太郎）

日程第24、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、9月7日から9月16日までの10日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、9月7日から9月16日までの10日間を休会とすることに決定いたしました。

次回は、9月17日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（金七祐太郎）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会（午前10時47分）

開 議（午前10時00分）

開 議

議長（金七祐太郎）

ただいまの出席議員数は、13人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（金七祐太郎）

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっておりますので、よろしくお願いたします。また、質問の回数は質疑と同様に、原則として1つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されるようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許可します。

1番 小浦議員。

1番（小浦肇）

皆さん、改めまして、おはようございます。

質問に先立ち、少し時間をいただきまして、お話をさせていただきたいと思っております。

今回の震災に多くのご支援をいただきました総務省、石川県、自衛隊、医療支援団体、そして対口支援方式で長期にわたり罹災証明発行や避難所運営の応援とご支援をいただいた滋賀県、和歌山県、茨城県、宮城県、岩手県、また姉妹都市であります流山市、信濃町、小林市、そして県や全国の市町、そして災害ボランティア団体、医療団体などをはじめ多くのボランティアの方々に、今までいただいた応援やご支援に対して心より厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、図々しいですけれども、引き続き応援とご支援をお願いいたします。

では、質問に移ります。

1番目ですけれども、地震本部の長期評価発表を受けて、町の防災対策を問

います。

8月2日に政府の地震調査研究推進本部から、能登半島沖を含む兵庫県北部から新潟県西部の沖合にある海底活断層が公表されました。概要と目的は、マグニチュード7以上の大地震が発生する可能性のある活断層25か所を示し、そして日本海側の活断層の位置を示すと。これは自治体などの防災対策の強化を促すということでした。

地震確率については後ほどという、そういうことでしたね。

この地震調査研究推進本部が2020年に公表していました地震の発生率というハザードマップのようなものがあるんですけども、そこでは能登に地震が起きるのは2020年から30年以内に0.3%から3%という数値が表示されていました。その数字というのは、ずっとデータ上、1000年に1回ぐらゐの割合ということで、発表から4年後に大地震があったわけですけども、今回はその地震確率の発表なくして、位置、場所を示すということで、ちょっと無責任かなと思うような気もするんですけども、自治体などに強化を促すという、そういう思いで発表されたと。

併せて同時期に、盛山文部科学相が閣議後の記者会見で、1月の能登半島地震を起こしたのは、能登半島北岸断層帯、最大マグニチュード7.8から8.1だったとお話しされていました。非常にエネルギーの大きな地震だったということが言えるかと。

ちなみに8月1日からおとついまでの地震の発生回数が、これはヤフーのネットのデータですけど17回、体感しない地震もありました。全く私は感じてない。

この17回というものを見ると、3日に1回は、能登半島、輪島であれ珠洲であれ地震が発生している。1か2程度の地震ですけども、非常にまだまだ気が抜けないと。そんな状況かと思えます。

そこで今回、政府からの発表を受けて、現時点での防災対策強化を町としてどう考えているのかを伺いたいと思います。町長の答弁を求めます。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

今回の日本海側の海域の活断層長期評価という発表を受けまして、おっしゃるとおり令和6年能登半島地震を引き起こしました能登半島北岸断層帯、また隣接した能登半島北方沖断層、そして富山湾においても大きな地震の可能性があると評価をされました七尾湾東方断層帯、そして飯田海脚南縁断層、また上

越沖断層帯などの複数の海域に活断層があるというところを認識をしたところでございます。

そのように能登半島は多くの海域活断層に囲まれておるということでありまして、今回のような大きな地震がいつ起きてもおかしくないという、このことを常に念頭に置きまして、今後も気を緩めることなく有事の際に備え、万全を期してまいりたいというふうに考えております。

議長（金七祐太郎）

1 番 小浦議員。

1 番（小浦肇）

町長の答弁で、気を緩めることなく万全を期してまいりたいということで、私は町長の強い意思を感じ取りました。

では、次の質問に移りたいと思います。

今の町長のお考えを受けて、担当課として、今後どのような行動計画などを立案したり、また、この情報開示に対して、町民に対して具体的にどのような啓発を促すのか、お伺いいたします。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

それでは、ご質問に答弁させていただきます。

災害時における行動の指標といたしまして、町では能登町地域防災計画がございます。令和6年能登半島地震、今回の震災を受けまして、同計画の見直しを行うこととしております。

今現在、石川県では、県の地域防災計画における地震被害想定の見直し作業中であります。見直しには今回の長期評価を取り入れ、年度内に新たな地震想定をまとめまして、令和7年度の県地域防災計画の更新に反映させることと聞いております。

当町では、県地域防災計画の更新後、今回の地震対応の検証等を踏まえまして、町の地域防災計画や備蓄計画などを見直すこととしております。災害の検証や計画の見直しには時間を要しますことから、喫緊の課題としまして、いつ起きるか分からない次の災害への備えが重要かと考えております。

能登半島地震では、想定を超える避難者数によりまして町の備蓄品が1日で枯渇し、また、国、県からの支援物資が届くまでには3日間を要しました。住

民の皆様には、まず自分自身でできる備えとして、自助の強化を呼びかけてまいりたいと思います。

具体例といたしましては、非常食や水の準備、避難経路の確認などがございます。特に非常食と水、簡易トイレ等々について、最低3日分の確保と定期的なローリングストック、入替え等々になりますが、重要であると考えております。

先日の南海トラフ臨時情報が発表後、多くの地域で水やお米が買えない状況となりました。日頃からの備えがあれば、このようなパニックになることはありませんので、日頃の備えの重要性について広報紙や有線テレビ、そのほかSNS等で啓発に町といたしまして取り組んでまいりますので、ご理解を願います。

議長（金七祐太郎）

1番 小浦議員。

1番（小浦肇）

大きな地震を経験した我々ですから、即座にあれせいこれせいと言うまでもないという部分もあるとは思いますが、また県と歩調を合わせるという、そういうことも大切じゃないかなと私は考えておまして、それはそれで進めていただければなというふうに思います。中長期的な計画はしっかりと県と足並みを合わせるという考え方も大事じゃないかなというふうに思います。

実は私も、被災する前に、そんな地震が起きるだろうなんて全く思っていないで、備えというのは、そんなに私自身必要ないと思っておりましたけれども、家族のほうで、珠洲でこれだけ地震が頻発するんだから非常食の備えをしましょうということで少しは備蓄していました。たまたま正月だったので、子供たちが帰省するということで、いろいろ食料がありました。

そんな中で、大体3日間ぐらいもちましたということで、今執行部から報告ありました過去の実績を基に、3日間という数値を設定されて、非常食あるいは水等を準備するということをお聞きしましたので、ぜひともそれを町民の方々にしっかりと周知するようにお願いしたいなと思います。

釈迦に説法となりますけれども、また町内に防災組織や町内会がありますので、大いに活用していただければなというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

能登町で、デジタルトランスフォーメーション推進計画の取組が計画されています。以下、デジタルトランスフォーメーションと長いので、DXというふうに呼称させていただきます。

このDX計画についての取組状況と評価についてお伺いします。

昨年9月一般質問で能登町DX推進計画の進捗状況を確認して1年が経過しました。1月1日の地震発生から、復旧・復興を優先する状況下であります。DXを推進すればそちらに貢献できるのかという見方もできますけれども、DXについては非常に省人化に効果があるというふうに私は考えます。当然、職員の業務負担を減らせますので、この計画で11項目あると思うんですけど、その中で3点の進捗状況について確認します。

まず1つ目ですけど、情報システムの標準化と共有化についてです。

これは、住民記録や地方税、福祉などの基幹系の20業務を標準化することで重複業務が削減される。省人化が期待されるというふうに昨年は報告していただいています。令和7年の末までに移行計画ですというふうに言われておりました。地震がありましたので多少の計画変更はあるだろうなと思いますけれども、非常に省人化に効果があるということで、これを挙げた。

それから2番目、テレワーク、モバイル端末機の環境整備。

前職で20年ほど前ぐらいですけども、ワイヤレスモバイル機を使って、出張の際でも、あるいは移動の際でも会議や決裁業務をこなしてきました。何が効果あるんやということなんですけれども、決裁する人、ここでいうと例えば課長が会議あるいは室長がいないので決裁できません、仕事が滞りますというようなことは一切なくなりました。結果、全社的に仕事のスピードアップにつながり、省人化につながったということです。

それで、昨年のテレワーク、モバイル端末機の環境整備についての確認をいたします。

それから3つ目、AI-OCR、RPAの導入検討ということです。

AI-OCRというのは、私の前職での経験ですけども、IT化を進める中でペーパーレスが絶対必要でした。過去につくられた文書というのをハンドでパソコンに入力していくのかということで、これは大変な仕事でした。特に標準類などは全部打ち直しするというような、そんなことになるわけなんですけれども、この文字入力を当時はAIという言葉もなくて、単なるOCRと言えればいいんですかね、そういうものでしたけれども、入力時間の削減に大いに役立ったかなというようなこと。

または、IT化が進むと、いろんなデータが見える化するというので、グラフ化する。そんな中でRPAが役立つくるだろうなという認識です。

なので、これの昨年に対する回答の進捗状況をお聞きしたいということで、3つのテーマあるいは方策についての取組状況と今後についてのお答えをお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

では、ご質問に答弁させていただきます。

まず1点目、情報システムの標準化と共有化についてでございます。

これは地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきまして、自治体ごとにシステムの内容が異なるものを、令和7年度末までに戸籍や住民基本台帳などの20業務につきまして全国で統一いたしました標準システムに変更し、システム費用の削減や手続の円滑化を図るものでございます。

進捗率といたしましては、当町は7月末時点で51.1%であり、全国平均49.1%、県平均41.6%を上回っている状況でございます。

今後は、現システム内にございますデータを標準化に対応したシステムにデータ移行するための準備を進めるとともに、データの精査を行うことといたしております。

次に、2点目のテレワーク、モバイル端末などの環境整備でございます。

これは、多様な働き方改革を進めまして、災害時や遠方への出張の際でも業務ができるよう環境を構築いたしまして、住民サービスを継続して行っていくため整備するものでございます。

進捗と今後につきましては、これまでは職員が自宅でも業務ができるようテレワークの環境整備を行ってきたところであります。しかし、今回の能登半島地震により職員の自宅が被害を受けましてテレワークができない状況が発生いたしました。また、避難所運営や各種支援の窓口対応等を考慮しまして、今後は外出先での業務遂行が可能なモバイル端末の整備を検討してまいります。

次に、3点目のAI-OCR、RPA導入の検討でございます。

AI-OCRは紙に書かれた文字をデジタル化する技術、RPAはパソコン上で行う操作を自動化する技術のことでございます。

進捗と今後についてであります。昨年度、業務効率化、円滑化を目的といたしまして業務量調査を実施いたしました。数ある業務のうち、データ入力、登録、集計作業に年間約3万4,000時間を要していることが判明しました。

今後、職員数の減少や多様化する業務に柔軟な対応をしていく必要がございます。AI-OCRやRPAにつきましては、導入費用も大きいことから、先行自治体の事例を調査しまして費用対効果も考慮した上、引き続き検討を進めたいと考えております。

また、その他とはなりますが、業務量調査により議事録作成に約3,000時間を要していたことから、この業務の効率化を図るため、今年度、AIを活

用した議事録作成ツールを導入いたしまして業務量の削減に取り組んでおりますので、ご報告させていただきます。

進捗状況と今後の予定につきましては以上となります。

議長（金七祐太郎）

1 番 小浦議員。

1 番（小浦肇）

ちょっとといいますか、期待していたとおりの進捗報告だったかなというふうに思います。

1 点目の情報システム標準化と共有化については、震災がありながら、令和 5 年、6 年、7 年の 3 か年計画で 51.1%、ほぼ半分が計画どおりにできている。よく頑張っておられるんじゃないかなというふうに、この震災の中でもこういう計画を進められていることを評価したいというふうに思います。

それから、テレワーク、モバイル端末機の環境整備ですけれども、昨年も担当課長にお伺いしたんですけど、何で有線なんやというふう質問したんですけど、当時はまだセキュリティに問題があるということが言われていまして、確かに役所ですから、個人情報なりいろんな情報がサーバーに保管されていて、それが漏えいすると大変なことになると思うんですけども、日本というか世界を見ると、名だたる企業あるいは団体でも、しっかりとセキュリティを確立して、サーバーにそんなに簡単にアクセスできないようなシステムがたくさんあると思うんですね。

私、手前みそになりますけれども、前職では二十年数年前からワイヤレスでのモバイル機を使って会社のデータベース、サーバーにアクセスして、離れたところから会社にあるデータを共有し、かつ仕事をし、あるいは会社の方と情報を共有化して仕事をしたというその経験上から、ぜひとも全管理職にワイヤレスモバイルを持っていて、タイムリーに決裁する、あるいはどこにいてもオンラインで会議ができる、そういうことをやっていただければ非常に業務効率が上がるだろうというふうに思いますので、これも進めていただきたいと思います。

それから 3 点目ですけれども、AI-OCR、RPA の導入の検討ということで、この答弁の中にちょっと気になる報告がありまして、3 万 4,000 時間という数値ありましたね。置き換えれる業務、完璧に置き換えるかは別として、AI-OCR 等々に置き換えれる業務が 3 万 4,000 時間あると。

これもまた申し訳ないですけど前職の感覚でお話ししますと、3 万 4,000 時間って一体どれだけの時間なのかというと、8 時間労働で 20 日間働いてと

いう条件で人員換算すると18名。要は毎月18名でもいいですし、毎日でもいいんですけど、18名分のそういう置き換え可能な業務をやっているというか、発生しているという、こういうことになるんですね。

18名分で毎月25万円の労務費が発生するとしたら、毎月450万円分に相当する業務が発生してまっせという話。そうすると民間の視点でと言いたいんですけど、視点で表現するなら、月450万円のコストダウンができるネタがありますよ。ちょっと言い方を変えると、450万円もうけられるネタがあるんですよ。3万4,000時間とはそういう時間なんですよと、私はそういうふうを考えてというか感じています。

今、大きな投資が伴うというふうに言われました。大きな投資。前職では月450万円の効果があるとしたらどれぐらい投資ができるかなど。単純なんです。ざっくりですよ。ちゃんと経済計算して、いろんな投資評価というシステムがあるんですけども、私はざっくり16か月で回収できれば、文句なしに投資してもいいやろうというぐらいの感覚で仕事をしてきたんですけど、仮に450万円のものを、対象ですよ、できるかは別として450万円のコストダウン効果があるとしたら何ぼ投資できるかいねという話なんですね。7,200万円ぐらい一気にぼんと投資しても回収できるやろうということで、やろうかと。

なので、そんな簡単に対象3万4,000時間あるから、即3万4,000時間置き換えることは無理だとは思いますがけれども、この大きな数字について、ちょっとまた再質問ですけども、一体この3万4,000時間をAI-OCRとRPA等々に置き換えようとしたときに、投資額は幾らぐらいで、そして1,000万円投資したらどうなんやと。担当部門としての意気込みといたしますか、考えをもう一回お聞かせください。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

それでは、答弁させていただきます。

今ご質問がございましたAI-OCRとRPAの投資額につきましては、利用形態及び利用範囲等により一概には言えませんが、一例といたしまして初期投資として約1,000万円で導入している事例がございました。これに加えて、年間の保守、そして運用費や現在使用しておりますシステムとの連携のための別途経費が経常経費としてかかってくることとなります。

今回の調査で判明いたしました年間3万4,000時間にかかる人件費を考

えますと、非常に憂慮すべき事案であると思います。早期に改善を図る必要もあるかとも思っております。

今後、職員数も減少する中におきまして、住民サービスを維持し、多様な業務に対応していくためには、入力、登録、集計業務といった定型作業はデジタル技術を活用いたしまして効率化させていく必要があると考えております。

また、導入における諸課題等を精査し、先ほども答弁いたしました但、先行事例等も調査をいたしまして検討してまいりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

1 番 小浦議員。

1 番（小浦肇）

今の回答、1,000万円ということで、私からすると何ぼでも投資できるなという気もしますので、今答弁にありました早急に解決すると省人化を図れるという認識でありますので、これはまた計画をつくっていただいで進めていただければなというふうに考えます。

それでは次の質問ですけれども、復旧・復興優先の中、令和6年度第1四半期が過ぎまして、能登町DX計画の進捗評価と今後について町長にお伺いいたします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

今後のDX推進計画の進捗状況ということではありますが、庁内の中で構成いたしておりますDX推進本部会議の中で、各課の取組状況について情報共有というのを行っております、おおむね計画どおり進捗をしているという状況でございます。

今後についてでありますけれども、まずはおっしゃるとおり復旧・復興対応が最優先ということでもありますけれども、今回の経験を踏まえますと、防災対策、避難支援など、また災害の情報共有や作業の負担の軽減といったところは、デジタル技術は非常に有用であるというふうに考えております。

今回の震災後におきましても、建物の被害調査、また支援情報の把握などで新たな技術を取り入れておりますし、県の復興プランの中でも、平時から災害時まで活用できる奥能登版のデジタルライフラインの構築を掲げておるところであります。

いずれにしても、DXは平時も有事においても活用できるものは非常に有効であるというふうに思っておりますので、デジタル環境の整備をまた今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（金七祐太郎）

1番 小浦議員。

1番（小浦肇）

担当課の報告と町長の答弁より、DX推進本部長としての町長のマネジメントが働いているなどというふうに認識はできました。

また、復旧・復興にITツールの活用も欠かせないという町長の答弁により、確実に計画どおり進むものと確認いたしましたので、また次年度に確認をしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、1番 小浦議員の一般質問を終わります。

次に、5番 田端議員。

5番（田端雄市）

公明党の田端雄市です。

今日は3点の質問をさせていただきます。

最初に、解体跡地の有効活用を探れということで、お話をさせていただきます。

仮設住宅の建設が完了しまして、入居も順次進んできて、入居者の方には一息つかれたところかと思えます。まずは今後のことを時間をかけて考えられたらと念願しております。

この8月に町内全域を回ってみて、その地域と町の変わりように、今後のことに思いをはせてみました。解体工事が進み、家がなくなり、土の色が現れた跡地が随所に見られ、どうなっていくのかと思わざるを得ません。

議会の県外視察で宮城県岩沼市に行ってきました。岩沼市は津波被害に遭った地域で、広範囲にわたる海岸線の家屋は壊滅で、集団移転を行い、災害公営住宅を建設していました。その海岸線の解体後の跡地は、国が買い取り、防潮堤の役割を持つ道路や公園などとして整備されておりました。

今、能登町を見ると、津波被害を受けた白丸地域一帯は、広い整備計画がなされる可能性は考えられるなどと思いました。

一方で、歯抜けの状態になった地域の対応は、よくよく考えないと、地域のコミュニティがますます失われていくのではないかと思われます。数件の家屋の改定によって少し広い場所が確保できるならば、そこに数戸の災害公営住宅の建設や、地域に適した数件が入居する仮設商店街などがあれば、また近所同士寄り合う場所もできるかもしれないとの思いも浮かびます。

解体後の土地について、いま一つ気になることがあります。それは家屋解体後の固定資産税の価格の上昇です。解体後2年間は猶予措置で従来の額のままですが、3年目からは本来の固定資産税価格になることとなり、結果として従来の6倍の額になります。

そうした場合、解体後の対応については、その場所で自主再建する人、土地はそのまま災害公営住宅に入る人、土地はそのままにして遠方の子供家族の元へ転出する人などが予想されますが、自主再建する人はともかく、土地をそのままにする人は、高くなった固定資産税をずっと払い続けなくてはなりません。これは税の徴収の立場においても大変な困難になることが予想されます。

以上のような状況の立場の町民を思うと、町が家屋解体跡地の土地の有効利用や活用を検討し、提示していただきたいと強く考えるのであります。

この課題については、多方面から考慮すべきものと考えますが、今現在、町長がお考えをお持ちであれば、町民が少しでも安心できるよう示していただきたいと考えます。答弁をお願いします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

議員おっしゃるとおり、各地区におきまして徐々に解体が進み、宅地跡というのが随所に見られるようになってまいりました。

宅地跡の利活用につきましては、第一は所有者本人の考えということでございますけれども、町では、国、県及び町単独の各種の支援制度等のきめ細かい情報発信や、専門家による相談会を開催するなど、自主再建に向けた後押しを現在行っているところでございます。

一方、おっしゃるとおり、各市街地等において、自主再建を行えないような面的にまとまった宅地跡が発生する場合は、当然いわゆる差し込み型の、以前も申しましたとおり災害公営住宅の整備というのを、その場所の選定や空き地の規模、そしてまた地域の思いなども考えながら整備計画をしてまいる予定としております。

そしてまた今月、今後の住まいに関する意向調査というアンケートを行いま

すが、その結果も踏まえながら進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

ありがとうございます。数件解体した後についての割方広いところにつきましては、今ほどの答弁では災害公営住宅、また仮設商店街なども考えておいでることなので、しっかりと利活用をお願いしたいと思ひます。

昨日、輪島市の朝市の解体現場に行つてまいりました。そのときに輪島市の職員の方の説明をお聞きしまして、本当にこれが大事なことだと思つたのは、その解体の所有者に対して一件一件、その後の対応をどのようにしていくのかということをお聞き取りしながら進めていくという話でございました。

私は、いろいろな考え方を持つておいでると思ひますし、今仮設に入つている方も、アンケートをいただいて進めていくこともこれは大事な視点だと思ひます。

それと併せて、解体のその地域のその場所における一つ一つの所有者と、また面談しながら、今後どのようにしていくのかということをお考えながら、聞き取りながら、まちづくりにつなげていくという考え方をしっかりと持つていただきたいなど、このような思ひでおります。どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目の質問でございます。

町民により一層寄り添う対応をお願いしたいということでございます。

発生から8か月が経過し、この間の町職員、応援、支援の自治体派遣の皆様のおかげで、復旧の状況も進んできたと思ひております。心から感謝申し上げます。

ただ、これからは大きな流れはできたものの、その流れに乗れず、そのよどみにとどまつている人もだんだん見えてくる頃でもあるのではないかと考えています。

現在、珠洲市を拠点に活動している特定非営利活動法人YNFの活動に同行させていただきました。能登町でも活動したと聞きましたので、御存じの方もおられると思ひます。全国の災害現場で被災者の個別の実情に寄り添い、伴走型で支援する災害ケースマネジメントを宣言する団体であります。

活動の様子をご紹介したいと思ひます。

80代の高齢夫婦の住宅が被災しまして、避難して金沢の子供家族のと

ころから帰ってきましたが、家屋の被害の程度が心配でYNFに相談をした。YNFは2人の建築士を伴い点検を確認、傾きもなく住むことに問題はないと言われ、安堵されている様子がかがわれました。

帰り際、敷地内に納屋があり、その被害はコンクリート床に二、三センチの亀裂が床一面に走っている状態でありました。ご夫婦は、納屋が解体の対象とならないと思っていて罹災証明書の申請をしていなかった。YNFの方は、後日一緒に申請に行きましようと話されていました。

このご夫婦の問題の解決、解消には、個別の実情に寄り添う必要がありました。すなわち、1点目に専門家による家屋の診断が必要でありました。2点目に、家屋以外の建物も解体の対象となるとの周知が届いていなかった。

3点目には、高齢のため申請ができない。ここに災害ケースマネジメントの取組が必要であり、今後はこの活動の加速が求められてくるのではないかと考えております。

私も今回の震災の対応に対しまして、自分のできることなら何でもとの思いで今日まで来たつもりであります。そうした中、先日、家屋が被災し全壊となり、仮設住宅に入居した者の今後の悩みを伺っていたところ、築19年の住宅ローン1,100万円を含め、1,400万円の支払いが残っていると明かしてくださいました。ご主人は65歳を超え、私自身に当てはめても大きな借財であり、大変なことと思いました。

債務整理のことを調べる中で、今回の災害に対応した処理があることを知りました。自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインというものでありました。詳しく知りたいと本人とともに金沢の旧知の弁護士に相談したところ、本人も理解をし、解決への一歩を踏み出すこととなりました。

私のできることは知れています。しかし、役場職員の方には様々な知見を持った人が多くおられ、この案件ならあの職員に、あの問題ならそちらの職員にという連携が取れるものと考えます。自分の業務と隣り合った課題に理解を持っていれば、被災者の困り事にさらに支援の幅が広がると考えます。すなわち、できないことをできませんで終わらせず、どうしたら解決へとつなげられるのかとの取組であります。

今回の災害ケースマネジメントは、東日本大震災での仙台市が取り組んだのがスタートでありました。具体的な活動までは紹介しませんが、活動が功を奏し、他の地域の仮設住宅が撤収まで8年かかったのに対し、仙台市では約5年で全世帯の撤収ができたとの報告があります。

今後の復旧・復興に向けてのスピードは、こうした町民一人一人に寄り添う最も身近な活動が決め手になるのではないかと考えます。災害ケースマネジメントの取組について、町長の見解をお聞きします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

災害ケースマネジメントというのは、町では現在、災害関連死の防止、また支援制度から漏れる人を防ぐ、そしてできるだけ早期に生活再建につなげるということのを目的といたしまして、町民一人一人の被災状況や生活再建の課題を把握した上で、各課連携しながら課題解決に現在取り組んでいるところであります。

例えますと、被災者台帳や県の被災者データベースシステムというのがございまして、そこには個人ごとに支援、世帯ごとに支援を受けることができることが全部載っているわけでありまして、そういった状況、罹災証明とか義援金の申請状況など全部載っています。それを確認しておりますし、被災者見守り相談事業においては、要配慮者を対象とした個別訪問におきまして、日常生活の課題や、また再建の意向などを確認しながら各課につなげて対応しております。

また生活再建というところにおきましては、弁護士や建築士など専門的な知見を持つ関係者と連携をしながら合同相談会というのを実施しております、これまでに6回開催いたしまして、163組の方が相談に来られております。

さらには今月下旬から、建築士による住まいの再建の無料個別訪問相談というのを実施しながら被災者に寄り添った支援を行っていくこととしておりますので、よろしく申し上げます。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

町も災害ケースマネジメントの方向に沿っていろいろ活動されているということをお聞きしました。

この中で、しっかりとまたいろんなデータ、いろんなデータを持っておいでる町だからこそできるというのもたくさんあると思いますので、そういう意味では、さらに今度はプッシュ型の、ここから先はこちらからもう一歩進んで取り組んでいく、そのようなことも必要でないかなということも思います。

私もたまたまふと思うのは、あの人は5万円の県の義援金の申請をしたかなとか思いながら声をかけてはおるわけですけども、そういった分かつとは

ずやと思うようなところが意外と知られてない。先ほどもお話ししました家屋、住居以外のところの公費解体ができるということも、なかなか知らなかったということも先ほど事例を挙げましたけれども、私は見ておって、本当にこれは当然分かっているだろうなということが、なかなか分かってないところもあると思いますので、そういう意味では、反応が出てこない、そういうところについてはプッシュ型で何とかすくい上げていくような、そういった対応をお願いしたいと思います。

それでは、3点目の質問に入ります。

能登の歴史を映す文化財を守れということで質問をさせていただきます。

半島地震の発災を機に、文化財レスキュー事業の取組が始まり、国、県からの研究者、学芸員も派遣されました。町民の所有していた美術工芸品や古文書など文化財が町内の別の施設に一時保管がされたことを聞き、大事な事業だなと思って聞いておりました。

しかしながら、この組織の設置期間は令和7年3月31日までとなっており、その後の行方が心配であります。期限が来たからといって元の所有者に戻されても、保管場所のある人はともかく、今回の被災で家屋の破壊が進んだ人は、その対応が困難となります。恐らくこういった困難な人がたくさんおいでるのではないかと、このように思っております。

東日本大震災のときには、文化財レスキューの事業と組織の発展的解消とともに、被災ミュージアム再興事業をスタートさせ、保存、修復などの各種事業の支援をしているようであります。

今回の能登の場合も、こうした一時保管から後継の事業を定め、博物館などの建設を図り、新たな事業を起こすべきと考えますが、いかがでしょうか。その際、美術館や博物館の施設の建設とその後の管理費用は、通常の施設とは格段に負荷が高い施設であります。これは事業費の面からも人的資源からも、能登町だけでなく2市2町の共有財産としての取組が必要であろうと考えます。

その意味で、県立博物館の分館的な位置づけで能登の地に設置するのがよいと考えます。能登町には、文化遺跡ゾーンとしていくべき真脇縄文公園があり、格好の場所となります。こうした構想を2市2町の首長をリードし、実現に取り組んでいただきたいと思います。町長の見解を求めます。

議長（金七祐太郎）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

田端議員のご質問に答弁させていただきます。

町内では、9月6日時点で所有者から文化財レスキューの依頼が57件ございました。そのうち28件の救出が完了いたしております。

救出された文化財の取扱いにつきましては、今のところ1年を原則としてお返しすることとなっておりますが、所有者の意向を踏まえながら丁寧に対応していきたいと考えております。また、文化財レスキュー活動におきましても、関係市町と連携して国や県に事業の継続を要望していきたいと思っております。

町といたしましては、国や県の協力をいただきながら町の歴史や文化を伝える貴重な文化財の復旧・復興に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

県立博物館の分館ということでもありますけれども、非常にお答えしようがないんですけれども、いろんな場面の中で、取りあえずそういった形で2市2町の意見も、またほかの首長さんの意見を聞きながら、意見はしていきたいというふうに思っております。

田端議員の貴重なご意見として今現在伺っておくということで、よろしくお願ひします。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

2市2町を何とかまとめていただきたいと、このような強い思いで質問させていただきました。うちの町長ならできると、このように思っておりますので、どうか2市2町をまとめて進めていただきたい。

ときに私は、私の地域でございますので、縄文公園をもっともっとすばらしい地域にしていきたい、このように思いますので、場所がいっぱいありますから、何とかあそこに誘致していただきたいな、このような思いでおりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

この8か月、公明党石川県議員団は被災者に寄り添い、その悩みと課題をお聞きしながら、4か月間は毎日、その後は定期的に国会議員の方々とオンラインでの協議を重ね、解決を見いだしてきました。被災者をすくい上げるためにはどうすればよいのかとの視点から、いわゆるマニュアルの改正、運用の在り方

など、国会議員を通して省庁に申入れをし、改善しつつ進めてまいりました。

そうした中で、今回の災害対応の根本法である災害救助法は、被災者をどのように救済していくかが肝なのだとの考えに至りました。

災害救助法が大きく取り上げられたのは、1995年に起きた阪神淡路大震災のときでした。当時は村山政権でしたが、当時の災害救助法では恐らく住民の家1件も救助できなかったと思われます。なぜかという、当時、個人の住宅は個人財産であり、それに税金を入れるべきでないというのが政府の考えでした。

この考えに対して、公明党の赤羽衆議院議員は、この震災は天災ではなく人災だ。災害救助法は人を救うためにあると訴え、政府の考えを変えさせ、個人の住宅の救済につながったのであります。その後、東日本大震災など数次の震災があり、およそ20万件の住宅復旧につながったのであります。

職員の皆様におかれましては、今まで多くのご苦勞とご心勞を重ねてこられたことと思います。まだまだ復旧・復興は長い道のりではあります。今後も様々な業務において、自分の仕事を被災者を救うことに必ずつなげていこうとの思いを強く持って励まれますよう切望し、私の質問を締めさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（金七祐太郎）

以上で、5番 田端議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。11時15分から再開いたします。よろしくお願ひします。（午前11時03分）

再 開

議長（金七祐太郎）

会議を再開いたします。（午前11時15分再開）

それでは次に、4番 馬場議員。

4番（馬場等）

私も一般質問を始める前に少しだけお話をさせていただきます。

パリオリンピック・パラリンピックでは日本選手団が輝かしい成績を収めら

れました。能登半島地震で被災した私たちにとって、復旧・復興へ希望を持ち、一歩ずつ歩いていくための大きな励みとなり、本当にありがとうございました。

そしてさらに、私が実は感銘を受けたのは、パリオリンピックの卓球で銀メダルと銅メダルを獲得した早田ひなさんが、帰国後の記者会見で、行きたい場所の一つとして鹿児島県の特攻資料館を挙げました。多分これは知覧特攻平和会館のことだと思います。行きたい理由として、生きていること、卓球が当たり前にできていることは当たり前ではないことを感じたいと話していました。若い彼女の言葉が心にしみました。

平和な日本は、戦争で亡くなられた多くの犠牲者のおかげであることを改めて思い起こさせてくれました。

そして、この言葉で少し思い浮かんだのは、理不尽な命令であることを知りつつ、戦艦大和とともに日本の将来に夢を託して散った臼淵磐大尉を思い出しました。臼淵大尉のお父さんの実家は当目地区にありまして、今でも臼淵大尉の顕彰碑、皆さん地区で本当にしっかりと守っていただいております。ありがとうございます。早田ひなさんのこの言葉を聞いて、本当に臼淵大尉も喜んでいるものと思います。

そして、私たち震災で甚大な被害を受けた能登町において、10年後、20年後、そして50年後の若者に感謝されるような仕事を、私たちは今、復興の当事者として責任を持って行わなければならないというふうに強く感じました。

それでは、通告に従い一般質問を始めます。

最初の質問は、罹災証明書の発行状況などについてです。

まず、グラフをつくってきました。(資料提示)

まず、このグラフを見てください。

まず何を言いたいかといいますと、この資料は石川県創造的復興プランの住家被害より、住家の被害より、奥能登の2市2町、住家被害の区分と及び半壊以上の比率を、半壊以上の比率は折れ線グラフで、住家被害の区分は棒グラフなんですけど、これはアップできないんですね。無理なんですね。ごめんなさい。

そうしたら口頭で言います。このグラフを作成してみて、能登町の半壊以上の比率が低いことに驚きました。この折れ線グラフなんですけど、半壊以上の比率が輪島市においては59.3%、約6割ですね。珠洲市においては55%。隣の穴水においても47.8%、約5割近いです。ところが能登町は19.7%、約2割。これは数字なもんですから別にそれに加えたりするものでもない。これは石川県の発表された復興プランに載っている数字です。それをグラフにしてみるとこういうふうな違いが出てきました。

能登町の数字は輪島市、珠洲市の約3分の1。半壊以上の比率ですよ。そし

て穴水町の半分以下ということですが。能登町の半壊以上の比率が低く、一部損壊というのはグレーの棒グラフなんですけど、一部損壊の比率が非常に高くなっています。

まずお聞きしたいのは、能登町のこの数字について町はどのように考えておられるか。また、自治体によって判定基準に差異はあるのか。すみません、お答えください。

議長（金七祐太郎）

折坂税務課長。

税務課長（折坂昭夫）

馬場議員のご質問に答弁させていただきます。

住家被害につきましては、半壊以上の比率が輪島市、珠洲市、穴水町と比較しまして能登町が低いというご指摘かと思いますが、輪島市のほか、2市町では全域にわたりまして被害が発生している状況でございます。比べまして、能登町では全域ではなく、隣接する市町の境の内陸部の地区と、あとは沿岸部の被害が大きい状況でございます。

以上のことから、各市町の住家被害の状況に違いがありますことをご理解願います。

また、住家被害の判定基準につきましては、内閣府が定める被害認定基準運用指針に従い行っておりますので、自治体による差異はございません。

以上です。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

全域というよりも内陸部と、ごめんなさい、町村の境と、それから海岸沿いが能登町が多いと。ある程度限られた地区の被害だということですね。

町の見解ですけど、自分も一応このグラフを見て、この数字を見てちょっと考えてみました。この数字、グラフから考えられることは3つあると思うんです。

1つ目は、今ほど課長のほうで言われた能登町の住居被害の程度が他の市町と比べて小さい。確かに輪島市、珠洲市に比べれば住居被害は小さかったかもしれませんが、穴水町と比べて半壊以上の比率が半分以下ということはちょっと考えにくいかなと思います。

2つ目は、能登町の判定基準が厳しいということです。厳しいというより、今課長のほうも言われましたように、ある面マニュアルどおりなのかもしれませんが、一部の自治体では、国や県が提供するガイドラインに準拠しながらも独自の評価基準を追加しているところもあると聞きました。実際に私は、他の市町に比べて能登町の判定は厳しいという声を何度か町民の方から聞きました。

そして3つ目は、逆にほかの市町の判定基準が緩いということです。住民のため、独自の評価基準、例えばこれは地域独特の建物構造が多い町だとか、それを追加して、判定基準を緩くしているのではないかとの声も聞きました。これは住民にとっては大変よいことであり、より多くの人生活再建に向けた支援を受けることができます。

私は、このグラフから推測される最も可能性が高いのは、これは私の独自の判断です。ほかの市町、全部じゃないかも分かんないですけど、能登町と比べて判断基準が緩いのかなと。もしくは地域特有の建物構造など、そういうのを加味して判定しているのかなということを思いました。

なぜここに半壊以上にこだわるかといいますと、皆様御存じのとおり、半壊以上と準半壊以下との違いで、被災者への支援が大きく異なることはお分かりだと思います。半壊以上の場合、被災者支援制度では生活再建支援金、地域福祉推進支援臨時特例給付金などが支給され、また公費による解体ができ、応急仮設住宅や、みなし仮設住宅への入居など支援制度が充実しております。そういった面で能登町の半壊基準が低いということは、もしかしてそういう支援を受けられない人がほかの市町と比べて多いのかなと、それを大変懸念しております。

そうすると、やはり半壊、準半壊以下であった人たちの中には、当然2次、3次、4次と再審査を希望する人が多いと思います。能登町災害対策本部、これは8月19日の数字ですけど、再審査受付の数字を見ると、2次調査の受付件数は累計で2,415件、3次調査の受付件数は累計で339件、4次調査の受付件数は累計で26件となっています。この受付件数は、本当に困っている人たちの数字だと思います。

そこでお尋ねします。こうやって2次、3次、4次、それぞれの調査を出しておられる人において、2次、3次、4次、その再審査において判定基準が以前より重くなった割合はどれぐらいあるのか、お答えください。

議長（金七祐太郎）

折坂税務課長。

税務課長（折坂昭夫）

それでは、馬場議員のご質問に答弁させていただきます。

罹災証明書につきまして、2次、3次、4次の調査をして、以前より判定結果が上昇した割合についてお答えいたします。いずれも8月31日現在の数値でございますが、2次調査では、住家分1, 874件中、606件の約3割が上昇しております。3次調査では、住家分233件中、103件の約4割が上昇しております。4次調査におきましては、住家分4件中、2件の5割が上昇しております。

以上です。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

ありがとうございます。本当に困っている人、2次、3次、4次と3割、4割、5割と、本当に困っている人たちが何回も何回も受けて救われている人というか、それが思った以上に以前より判定が上がっているというのを聞いて安心しました。

なぜかという、奥能登の住民気質というのか、最初の罹災証明判定で諦めた人も少なからずいると思います。でも、今のように半壊以上と認められず、2次、3次、4次と申請して、その数字もちゃんと上がっていくということで、半壊以上になれば将来の設計がまた立ったりすると思いますし、非常に不安に感じられている人も多いかと思います。将来設計の立たない人は、今、仮設住宅におられて、それからどうするか。町を出ていくか、いろんな人がおられるかと思います。

町は、災害に遭った方への支援を何よりも優先し、一人でも多くの方が能登町に残ってもらえることを第一に考えてほしいと思います。

そして町民の皆さんには、今ほどの実例もありますように、罹災証明書の判定に不満のある方は、諦めず何度でも再申請を受けてほしいと思います。必ず町が助けてくれることを信じております。

次の質問です。

能登町復興計画の計画期間についてです。

自分の思いを先に言いますと、能登町復興計画の計画期間の9年間、これは長いと考えます。迅速な復旧・復興を目指すならば、せめて6年以内にすべきだと私は考えます。その理由をこれから述べていきます。

能登町復興計画の中間案が8月というか、この前の広報でも配られました。それによると総人口の推移、これは国立社会保障・人口問題研究所の推計値で

すが、総人口の推移では20年後、能登町の人口は半減する見込みであり、特に15歳未満の年少人口は減少率が高いことが指摘されております。

ただし、この数字は震災の影響は考慮されていない。震災前の予想値です。震災後、人口減少が加速化しており、石川県によると、2024年8月1日時点での能登町の推計人口は1万3,675人、1月1日から602人減少しております。この減少スピードを単純に年間に換算しますと、約1,000人を超えるペースであります。それは震災前の減少スピードの3倍近くに達しております。

さらにもう一つ心配なことは、2024年5月1日の能登町の小学校と中学校の児童生徒の昨年度からの減少数です。小学校では54人、中学校では35人減少しております。この減少数、単純に各小学校の人数と比べてみますと、小学校、中学校それぞれ1校分がなくなったぐらいの大きな数字です。

現実には、私たちが想像している以上に人口減少が進んでいます。15歳未満の年少人口が減るということは、その親の世代、20代から50代ですね約、の減少につながり、そして年少者と親世代、両方が能登町の未来を担う重要な人材であることは言うまでもありません。

そこでお尋ねいたします。能登町の復興計画の計画期間は、石川県の創造的復興プランの計画期間に合わせて9年間となっております。現在の今ほど言いました人口減少スピードでは、計画期間が終了する令和15年には人口が1万人を下回る可能性があります。これでは復旧が進んだとしても復興の主体である町民が不足し、再生や創造は困難になると考えます。

珠洲市は6年間、七尾市は5年間の計画期間です。それにもかかわらず、能登町は石川県の創造的復興プランの計画期間に合わせて9年間とする理由は何なのか、ご説明ください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

おっしゃるとおり、計画期間を9年としておるのは、県の復興プランにおいて、市町と連携した取組が県のプランにおいて計画されているということと、さらには過去の震災で多くの自治体の計画期間が10年であることも参考にしているということでもあります。

復旧・復興を進めるに当たりまして、町単独では非常に難しい事業もあるということから、県と連携を図りながらしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

石川県の復興プランは、令和5年に策定された石川県成長戦略に基づいてつくられております。この成長戦略は県内全体を対象としています。御存じのように、同じ石川県でも加賀と能登では様々な面で違いもあり、格差も存在します。

そして、この参考にした石川県成長戦略は、震災復興のためにつくられたものではありません。甚大な被害を受けた能登町が県の復興計画期間9年に合わせて復興を進めるのでは、早急な復興が難しいのではないかと私は懸念しております。

実際、町が5月に開催した町民との意見交換会においても、復興計画の期間が長過ぎるのでは、それまで能登町はもつのかという疑問が出ておりました。

東日本大震災や熊本地震での自治体の復興プランの計画期間を調べてみると、東日本大震災では多くは10年間であった一方、その後に起きた熊本地震では4年から6年の計画期間が一般的でした。熊本地震は、東日本大震災の知見を集めて計画を練ったものと思います。

能登町より大きな被害を受けた珠洲市の計画期間は6年間です。人口流出と高齢化が進む奥能登において、迅速な復旧を最優先に考えるべきだと思います。

私は、能登町も復興計画期間を6年以内にすべきと考えます。計画期間が長びけば長引くほど過疎化がさらに進み、計画の実行が難しくなると考えます。再度、町のお考えをお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

復興計画につきましては、議会にも示しているとおり全体で9年間であります。将来の能登町の姿をイメージできるように、最初の2年間で復旧期、次の3年間で再生期、そして後の4年間で創造期として、それぞれの期間ごとに目標を設定し、取組を進めることとしております。

まず、復旧期から再生期の5年間で、まずは5年以内にインフラ等の復旧、そして生活環境やなりわいの本格復旧等を含め、早期の復興による人口流出阻止等に重点的に取り組んでまいることとしております。

インフラだけでも町全体のことを言いますと最低5年はかかります。だから珠洲市の6年の計画、ほかのおっしゃっている6年というのは、非常に私は難しいというふうに感じております。

創造期を後ろに持っていつているわけでありますけれども、必ずしも創造期は6年目から始まるわけではなく、復旧が終わった地域において同時進行で創造期に入っていくということになることをご理解願いたいと思います。

また、復興計画に計画する各種事業というのは可能な限り前倒しを行いまして、早期復旧・復興に取り組んでまいります。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

復旧・復興・再生、全て並列でやっていくということで、少しでも早く町の復興をやるということは、それは当然のことです。

ただ、災害復旧というのは時間との戦いです。特に能登においては、人口流出のスピード、高齢化がほかの地区と決定的に違います。計画期間の見直しをやはり考えていただきたいと私は思います。

あと、個人的にというんですか、能登町の議員として言うのはちょっとおかしいんですけど、やっぱりこれは能登町だけで単独でというのはなかなか本当に厳しいかなと思います。例えば加賀と能登、これは同じ県でありながら格差が正直言ってあります。

例えば、こっちの能登のほうの造り酒屋さんが大変な被害を受けて、加賀のほうの造り酒屋さんに助けていただいております。協力していただいております。

市町においてもそういうイメージで、加賀の市町と能登の市町が連携して協力していただけるような、そういう、これは県知事の判断だと思うんですけど、そういうことで助けていただきたいと私は個人的に考えております。

それでは、最後の質問に行きます。

これも人口減少のスピードが速いものですから、子育ての支援政策をすることによって少しでも若い人に残ってほしいということで、さらなる子育て支援施策の強化を求めますということで質問いたします。

先ほどの質問にもあったように、年少人口が前年度から大幅な減少になっております。能登町の小中学校の児童生徒数は、昨年と比べて小学校で54人、中学校で35人、合計89人減少しております。小学校、中学校それぞれ1校分がなくなったのに匹敵する大きな数字です。

震災により、親世代の生活環境や子育て環境が悪化したことが原因の一つとして推測されます。

私は昨年12月の一般質問で、保育の完全無償化について取り上げましたが、そのときの回答は、必要な予算額が大きいため現時点では考えていないというものでした。

そして今年6月には、町は子育て世代をつなぎ止める施策を考えているかとの質問をしたところ、今後の復興計画の中でさらなる肉づけができればとの前向きな返事でした。新しい施策には財源が必要になります。

そこで、石川県は8月22日までに固めた総額540億円の復興基金の使い道として、県があらかじめ使い道を定めた基本メニューには400億円が割り当てられ、各市町で使い道が決められる枠配分として100億円が割り当てられました。能登町には初回の枠配分金額として3億7,165万円が割り当てられました。

そこでお聞きします。この枠配分の金額を使って子育て支援政策に充てることはできないのか、お答えください。

議長（金七祐太郎）

吉村企画財政課長。

企画財政課長（吉村泰輝）

それでは、ご質問に答弁させていただきます。

復興基金において、市町枠配分を子育て支援施策に活用することができるかについてでございますけれども、まず復興基金の活用においては、地震被害のない市町でも財源があれば実施できるようなモデル事業や給付金事業については、原則対象外となっております。

その上で、復興基金を活用する際の基本的事項には、被災者や地域の負担軽減に資するソフト事業で、今回の地震被害の復旧・復興に必要な不可欠な事業であることが対象とされております。

したがって、全員を対象とした子育て支援施策に基金を活用することはできないこととなっておりますが、基本的事項に合致する被災世帯を対象とした子育て支援施策であれば、基金を活用することについては可能でありますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

分かりました。復興基金を充てることは難しいということですが、被災世帯に限ってはできる可能性があるということだと思います。

復興基金が使えなければ、ほかの財源を使いたい。それほどやはり支援政策というのは早急な課題だと思いますし、やらなければいけないことだと思います。

そこで私は今回の質問の前に、保育の完全無償化及び学校給食費の無償化には幾らかかるかを担当課にお聞きしました。昨年12月の質問時点では、保育の完全無償化には年間約3,570万の予算が必要との回答でした。今回は事前に尋ねると、約2,940万。園児数の減少が影響しているのか。630万減少しております。

同様に小中学校の給食費の無償化に必要な予算額を尋ねたところ、約380万円とお聞きしました。これは思った以上に少ない金額で、ちょっとびっくりしたんですけど。よく見てみると国庫支出金が入っていたのが少ない理由で、学校給食の無償化に関しては、この金額ならば決して難しいことではないと考えます。

しかも学校給食費の無償化を行うことにより、以前も質問したことがある先生方の給食費徴収や管理の業務もなくなり、その分、子供たちと向き合う時間が増えると思います。

そして、保育の完全無償化を行っているのは穴水町ですが、学校給食無償化については、やっていない市町のほうが少なく、奥能登2市2町でやっていないのは能登町だけです。財源として復興基金が使えないとしても、ふるさと納税を原資としたふるさと振興資金や、金額的には一般財源でもやれる金額だと思います。

保育の完全無償化や小中学校の給食の無償化は、重要な子育て支援政策になります。早急に行うべきと考えます。町の考えをお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

この無償化等の話に関しましては、震災以前から保護者の経済的な負担軽減や子育て支援の一環として、そういう無償化の動きというのが全国的に広がっているということは承知をしております。

この件に関しましては、本当は国としてある程度の、全額とは言わずある程度の割合の額を各自治体に入れていただくということが一番だというふうに思

っております。

そして現在の状況でありますけれども、保育料に関しましては、発災後より9月の今月までは国の災害の臨時特例補助金というのがありまして、それを活用し無償としております。

また、副食費に関しましては、発災前より町が負担をしておりますので、保護者の毎月の金銭負担は現在はなく、主食の御飯のみ持参をしていただいているというのが現状でございます。

保育料免除に対する国の補助金については、10月以降はまだ未定ということでもありますけれども、皆さんの被災状況や子育て世代の負担軽減の観点から、取りあえず今年度いっぱいは無償とする方針としております。

また学校給食費につきましては、令和5年度から保護者負担の約3割を助成しているところでありまして、一定額にしているということです。全員が同じ金額を払っていただいているということです。

あとは、2子、3子の方の保育料をどうするかということが課題でありまして、その辺に関しまして少し考えを持っておるとというのが現状であります。

また、無償化にふるさと振興基金など財源をという話でありますけれども、無償化について国や県の補助事業というのはないということでありまして、ふるさと振興基金については、ふるさと納税を原資としておりますので、当然毎年活用できる金額というのには限られております。無償化事業に活用するという事は可能でありますけれども、その分ほかの事業にしわ寄せが来ると言う話になります。

そのため、今後の給食費、保育料の無償化というのをどうするかという点に関しましては、また全体の予算の中で協議をしてみたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

財源の問題いろいろありますし、災害で大変だと思います。だけど、優先順位はしっかりと子供たちの支援に上の方でつけていただきたい。そして国、県のほうにも今まで以上の支援をしていただく。

そして、先ほどちらっと言いましたけど、なかなか単独で復興計画プランとか復旧・復興は非常に難しいところがあります。これもダブりますが、まだほかの例えば加賀の市町とか、もちろん流山市とかいろんな姉妹都市も含めて

皆さんの力を貸していただけるように、この場を借りてまた皆さんにお願いしたいと思います。

そういうことで今一番、もちろん役場職員さんも、議員としても、議会としても一番大変な時期ですけど、後々10年後、20年後の能登町の皆さんに、一生懸命頑張ったんやなど、あの災害のとき頑張ったんやなどと言われるような仕事をこれからもしていきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、4番 馬場議員の一般質問を終わります。

それでは次に、13番 志幸議員。

13番（志幸松栄）

皆さん、ご苦労さんでございます。

今回は、この一般質問が1日ということで議会執行部の都合によりあれですので、私は正直言って二、三点質問したいなと思っておりましたが、今日は1点に絞って町長の答えを、いい答えをいただいて下がりたいなと思っております。

6月議会より今までの間に、本当にニュースが多々、あんまりいいニュースがありませんでした。世界の情勢は戦争戦争、それから国は、日本国は競争競争。私75年生きてきましたけれど、社会に出て五十数年、60年近くになりますけれども、本当に国内ニュースなんかでも競争競争ということで、今の政治のいろんな問題が空白が行われております。

それについても、私、子供たちのこの間の中で、子ども議会が行われました。子ども議会の子供たちの質問状況を見ると、年々、子供たちは能登町に対しての強い気持ちを発しております。これはいいことやなと思っております。

10名の方の質問事項を見ると、年々、本当に地元を愛し、この地震に対するの気持ち、その等も痛切に感じる質問をしております。これはこれから能登町の未来が期待されるなと思って、私は子供たちの子ども議会の質問事項を見ておりました。

それから、私は今回議員として、地震後、それからコロナ後、前なら議員になった時分ならしょっちゅう時間があれば皆さんのところへ、どうですか、ああですか、こうありましたよ、町はこうですよということで問いかけてきましたけれど、この頃本当に、なかなか地震後は人のところを伺っておりません。

それと同時にコロナの影響もありました。

だけど私は肌で感じます。現在、地震後、私、議員としては、宇出津の地内

だけですけれど、ほかの地内、柳田とか内浦のほうはまだあまり行っておりませんけれど、珠洲のほうへはしょっちゅう見に伺っておりましたけど、能登町の宇出津の近辺は本当に地震後、車の走行が激しくなってきました。

それから、皆さん個々にブルーシートも徐々に少なくなってきました。これは復興の一途かなと思って感じております。

それから行政のほうも、公費解体がいろんな方々が質問しましたけど、公費解体の車が忙しいように町内を駆け巡っております。これは今、急速に、雪降るまでに町が構築していく問題じゃないかなと思って感じております。

それでは、皆さん前置きもいろいろと言われた中で、それと同じ気持ちでございませうけれど、それでは一般質問の趣旨説明を行いたいと思います。

これは土地に応じての質問でございますので、町長も理解しておいていただきたい。

これは2回3回、皆さん議員の方々が質問されて、町長は前向きな答えを一回一回、前向きにしておりますけれど、今回はこの合葬墓の問題を、いい答えをいただいて、議員の方々の質問を最後にしまして、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

合葬墓についてということでございます。

地震によって墓が壊れてしまった方々が大変おられます。そこで、過去にも議会で質問が出ておりました合葬墓の必要性について、私からも発言しましたが、今回は2回目でございます。

町長は前回の議会では、合葬墓については協議したいという前向きなお答えでございました。それで、もう協議の段階ではないと思います。墓を直したくても直せない。若い人がこっちから出ていっておらない。その墓はそのまんまということが多々聞いております。

それについて、この歴史ある能登町を、やはり一番の問題は先祖の問題でございます。これを残すためにも、町が音頭を取って合葬墓というようなものを施行したらいかがでしょうかという質問でございます。

これは皆さん、腹も減っておられる。いろんなことで、大体的にいろんなものを調べてきましたけど、最近の新聞でございますけど、8月28日、北國の新聞、合葬墓の申込み続々ということでございます。

それから、あるところでは4割が生前予約。そういうようなお年寄りが奥能登は多いということでございます。

かほく、それから8つの市町村がこの合葬墓を施行いたしました。だけど、今計画している私たち隣村におられる穴水その等も計画をしておられます。どういうふうになっていくか分かりません。

それについて、能登町の町長は、いろんなことで前向きな答えばかりでした

けど、今回、私の質問に対して前向きな答えをいただいて、気持ちよく下がりたいなと思っております。よろしく申し上げます。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

合葬墓ということでもありますけれども、さきの6月定例会議での答弁において、建屋を建てた管理型の合葬墓ではなく、埋葬型の合葬墓ということであれば協議をしていくというふうにお答えをしておるわけでありまして、建屋の管理型の合葬墓というのも非常に事業費も大変ですし、ずっと管理をしていかなければいけないというところでランニングコストという面でも非常に費用が発生するというので、埋葬型であれば計画を進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（金七祐太郎）

13番 志幸議員。

13番（志幸松栄）

予定どおり、皆さん、終わるね。

今のお答え、いただきました。合葬墓という、これは輪島市さんのあれでございます。こういうものは建てられないけれど、音頭を取ってかかって、こういう合葬墓、そういうものについてはやりたいなど。

これからの時代ですので、ひとつやっていきたいなという答えだと思って理解します。よろしいですね。

私は今回、この問題、気持ちよくして下がりたいと思います。町民のお年寄りの方も、これが一番、なかなか墓の問題が一番頭を悩ませておられます。

そういうことで、町がこれだけ音頭を取ってくれるということであれば、また能登町というものがますますいいような格好で進んでいくんじゃないかなと思います。

以上で、議長、終わりたいと思います。

議長（金七祐太郎）

以上で、13番 志幸議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。午後1時から再開いたしますので、よろしくをお願いいたします。（午後0時06分）

再 開

議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後1時00分再開）

ここで、先ほど4番 馬場議員の一般質問の中での発言で訂正の申出がありましたので、これを許可します。

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

先ほど私が行った一般質問の中で、小中学校の給食を完全無償化する場合に必要な予算額を約380万円と申しましたが、正しくは約3,800万円でありましたので、訂正させていただきます。

議長（金七祐太郎）

それでは、引き続き一般質問を行います。

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

それでは、通告のとおり6項目にわたり質問または提案を行います。6項目全て地震が関連したものであります。

大きな質問に対して1つないし2つまでしか通告はしておりませんが、そういう質問もありますけれども、3回まで質問ができるということになっておりますので、答弁の内容次第では2回、3回と続けて質問させていただくこともあります。答えられる範囲で構いませんので答弁をお願いしたいと思います。

それでは最初の質問です。

復興推進課で実施した過去の被災地視察について質問します。

過去の被災地の視察は、当町の復旧・復興を目的として、効率的に行うために実施したと考えますが、視察した自治体と、具体的に何を参考にしたのか。そして視察した結果、当町において大いに参考になった点は何でしょうか。お答えください。

議長（金七祐太郎）

村木復興推進課長。

町参事兼復興推進課長（村木茂）

吉田議員のご質問にお答えします。

今回の視察は、東日本大震災や熊本地震などで被災された宮城県の石巻市、東松島市、名取市、七ヶ浜町、女川町、丸森町と熊本県の益城町と南阿蘇村の合わせて8つの自治体を訪問し、各役所等で主に復興まちづくり計画や災害公営住宅、被災者支援の取組などの事務事業の進め方についてヒアリングを行ってきました。

参考になった点の1点目は、災害公営住宅の整備戸数についてでございます。各自治体が行った住まいに関する意向調査では、調査のたびに入居希望者が減少した上、最終的な希望者のうち工事期間中にさらに入居を辞退する方もいて、整備戸数には慎重な検討が必要であると感じました。

2点目は、仮設団地の自治組織の設置についてでございます。仮設団地で孤独死を出さないために自治組織を形成し、サロンやサークル、地域食堂等の活動を自主的に行うことで、入居者同士による見守りにもつながるものでございます。

3点目は、東日本大震災後に宮城県石巻市で始まり、全国に広がっているコミュニティカーシェアリングの取組でございます。交通の不便な仮設団地に入居した高齢者、交通弱者の通院や買物の移動だけでなく、車を活用した住民同士による支え合いの活動でございます。住民らが受付やドライバーを担い、日常送迎やお出かけツアーを行っており、住民同士が助け合い、楽しく交流していました。移動とコミュニティの問題を同時に解決していた好事例でございます。

当町でこうした活動を希望する地域の取組を支援するため、今9月補正予算案に活動費の補助を計上してございます。

また、今回の視察で各自治体の担当者と関係を築くことができましたので、今後、各種事業に取り組むときに改めて相談しやすい環境が整ったことも大変意義があったと考えております。

以上でございます。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

災害公営住宅とか、コミュニティづくりとか、まちづくりといったことを聞かれてきたと。大変参考になったということでありましたので、能登町においてもそれを広めていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

私たち議会も7月22日から24日にかけて管外視察を実施しました。行き先は、まず衆議院会館で総務省の職員の方より復興基金の使途、運用についてと過去の被災地での復興基金を活用した事業について教えていただきました。

次に、宮城県の岩沼市と亶理町に行ってきました。岩沼市では、主にコミュニティを重視した災害公営住宅の団地を建設している点を、そして亶理町では、災害公営住宅の譲渡についてを教えていただきました。

いずれの視察の目的も、能登町に合った災害公営住宅の建設と持続可能な災害公営住宅の建設について提案を行うための参考とするためのものでありました。

災害公営住宅は、仮設住宅の基本的入居期間の2年間で再建のめどがつかない方や再建が困難な方のために必要とするものです。この視察を踏まえて、災害公営住宅について提案いたします。

災害公営住宅の団地は、できる限り中心街近くに建設するとともに、団地内には宅地の造成も行い、宅地の購入のほか賃貸を可能とし、集会所や公園も整備し、新しいまちづくりを行う必要があると考えます。

視察地の岩沼市の玉浦西地区の団地は、被災者だけではなく、今では多くの方が住まいを求め、入居されるほど人気があります。とてもきれいで、住み心地のよさそうな団地だと感じました。

町は、災害公営住宅の建設を現在、天坂、五郎左エ門分の辺りの1か所を示しておりますが、このように団地が郊外である場合は、商業施設の誘致や、また、そのためのエリアなどを設ける必要があると考えます。

松波地区は、公費解体が進み、町並みは変わってしまっていました。住民の方にお話を伺うと、津波の浸水した区域は広く、解体された住家の所有者は元の場所に家を求めず、町外に出て行く方は少なくないとのことでありました。

このままでは人口減少が進み、地区のコミュニティが失われてしまいます。ほかの地区でも同じことが言えます。

当然、町は宇出津地区や松波地区、鵜川地区などにも災害公営住宅の団地建設を考えていると思いますが、冒頭にも述べましたが、災害公営住宅を必要としている方だけではなく、団地の中に宅地を造成し、土地の購入、賃貸を可能とし、町は安心して暮らせる場所をつくること。そして、その計画を早急に示すことが重要であると考えます。答弁を求めます。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

災害公営住宅の整備ということでありまして、おっしゃるとおり、現在は先行して天坂、五郎左エ門分地区の整備に向けて調査、測量、設計業務を発注したところであります。

先ほど田端議員の質問にも触れましたけれども、今月アンケート調査を行いながら、その結果を参考に、どこの地区にどれだけのどのような公営住宅が必要なのかを今後協議をして、整備計画を立てていきたいというふうに思っています。

おっしゃるとおり、候補地の選定につきましては、できる限り利便性のよいところを考えるというのは当然でありますし、団地の規模によっては集会所といったそういうコミュニティ施設の整備も必要であるというふうに思っております。

また、自力再建を望む人で住宅地を求めている方などや、また商いを考えている事業者に出しや賃貸するとか、災害公営住宅と他の事業を複合させながら柔軟な整備というのも一つの考えだというふうに思っておりますので、ご理解を願います。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

団地においては、宅地だけではなくて商業施設等も考えておいでるということでもあります。団地につきましては、よい団地ができるんじゃないかなど。よい団地をつくっていただきたいなというふうに思います。

先ほどは災害公営住宅の大きな団地の必要性和内容について提案しました。次は、町なかや農村漁村部における災害公営住宅について提案をいたします。

公費解体によりできた町なかの空き地に災害公営住宅を建設し、虫食い状態になった町なかを埋め、人口流出を防ぐべきだと考えます。

先ほどの答弁でも、町なかの所有者の考え次第ではありますけれども、有効な土地の利用の一つとして、組み込み型で公営住宅を建設することも考えているというような答弁もございました。

町なかの災害公営住宅であれば、被災者が退去した後も需要はあると考えま

す。また、農村漁村部においても移住希望者がいることから、被災者が退去した後もある程度の需要が考えられます。

この地震の被害により多くの空き家にも被害が出ており、水回りなど改修箇所が少なく、移住者が即住むことができる貸家はもともと少なく、この地震によりさらに減ることが予想できます。これまでの移住者の希望地など実績を参考に、仮設住宅入居者等の要望があつてのことでもありますけれども、農村漁村部においても災害公営住宅を建設する価値はあると考えます。

視察した宮城県亶理町では、仮設住宅入居者に意向調査を行いました。能登町でもアンケート調査を行うということでもありますけれども。亶理町では、1地区に戸建ての災害公営住宅11戸、11棟、また、ほかの地区では1棟、1戸など少ない戸数、棟数であっても整備を行っておりました。

能登町においても住民に寄り添う復興の観点から、ぜひ行うべきだと考えます。町の見解をお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

空き地に災害公営住宅を建設するというふうには現在も答弁していますけれども、ただ、全ての地区、集落に、空いたところに公営住宅というのを建設するのは現実的ではないというふうに思っております。場所の選定や空き地の規模というのでも考えていくことが必要であるというふうに思っております。

当然、今後どういった形で差し込み型の公営住宅をつくっていくのかということになりますけれども、そこはまだこれからということで、アンケート調査の結果を見ながら考えていきたいというふうに思っております。

また、災害公営住宅というのは、ある一定の期間が過ぎますと一般の公営住宅として公募ができるということを申しております。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

町長がおっしゃるとおり。やたらむやみにどこでも災害公営住宅というのは建てることはできません。被災者が出た後は町営住宅となります。その後は町の管理ということになりますので、計画というのは必要になってくるかなとい

うふうに思います。

その上で、アンケート調査を行うということでありますけれども、言い方を悪く言えば、自分の思ったとおりのアンケート結果を出そうと思えば、そういうアンケート調査もできます。しかし、いろいろ選ばれる選択肢を多くしたアンケート調査を行っていただきたいなと思います。住民の知らないことも載せていただく、先に周知していただくような形でアンケート調査を行っていただければ、もっと優しくて丁寧かなというふうに思います。

災害公営住宅の払下げを選択肢の一つとして、新たに住居の所有を望む方には戸建ての公営住宅を提供し、後に払下げすることを強く求めます。この場合、もともと住んでいた地区や集落での建設を望む方には、戸数に限らず、できる限り希望に応じる形で建設するべきだと考えます。

このことはコミュニティの維持にとって重要です。先ほどは農村漁村部での災害公営住宅において、被災者が退去した後も移住者による需要が考えることを述べましたが、やはり市街地と比べ需要は低いことは想像できます。

そのため農村部での建設を考える際は、払下げを前提とすることも考える必要があると思います。払下げについては、6月の定例会議でも提案いたしました。できるだけ多くの世帯に住家を所有してもらうため、そのことにより帰省やUターンの機会や可能性を上げ、人口減少の抑止につながるのと考えから再度提案いたしました。

災害公営住宅の払下げを行うに当たり、宮城県亘理町を視察し、課題や問題点が見えてきました。先ほども同じようなことが話されましたけれども、最終的な意向調査を行うと、当初の払下げ希望者に比べ格段に減ったと。

払下げを希望しない主な理由が2つありました。1つは資金調達が困難になったことが挙げられていました。これは払下げが可能となるまでの年数は緩和されましたが5年がかかると。被災者生活再建支援金の申請期間が終了していることが大きな要因となります。また、相続人がいないという理由が次点でありました。これについては、当初の状況とあまり変わらないのではないかと想像します。この点について、被災者には、大事な公金を使われていることをしっかり認識してもらい、よく考えて判断していただくことが必要だと思います。これらの課題を解決すれば、払下げは効果的な復興策となるはずです。

また、もう一つ言えることは、払下げは思うように進まないのも、この業務は簡単ではないこと。

しかし、住民に寄り添った復興を掲げる町としては、取り組まなければならないことだと考えます。町の見解を求めます。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

おっしゃるとおり、払下げによる災害公営住宅の供給というのは、今後進めていく整備の中の一つの選択肢ではあるというふうには思っております。

おっしゃったとおり、過去の災害において、払下げによる住宅供給を図った例も多々あるわけでありましてけれども、成功事例というのは、ほぼ聞いておりません。売れ残りや様々な問題を抱えているケースが多くあるというふう聞いております。

町といたしましては、議員がおっしゃるように、全ての希望者に災害公営住宅というか払下げ住宅というか、いろんな方法がありますけれども、それを整備するという事は非常に現実的ではないと考えております。

そして現在は、被災された方がなるべく自力再建による建設に一步踏み出せるように、今議会にも補正予算を計上いたしましたけれども、定住住宅助成金の予算も持ちましたし、自宅再建利子助成事業という基金もございます。また、住宅金融支援機構などの金融機関においても様々な今回の地震に対応した融資も出てきておりますので、そういった再建を進めるように寄り添っていきたいというふうと考えております。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

仮設住宅の払下げにつきましては、持家を持ってもらうための一つの方法であります。仮設住宅、災害公営住宅に住むより、必ず持家があったほうが人口減少の抑止となると私は考えております。ぜひ払下げも一つの選択肢としてやっていただきたいなど。

ただ、本当に不可能であるならば、その方法はもうやらないというようなことは町民のほうに示していただきたい。でも、やらないというのは言わないでほしいなど。絶対やってほしいです。よろしく願いいたします。

3つ目の質問に移ります。

早急な宿泊施設の復旧・復興と交流人口の拡大について質問と提案を行います。

現在の公共宿泊施設の利用状況と、また現在の町内の宿泊施設の営業、休業、そして廃業割合などはどのような状況か、お答えください。

議長（金七祐太郎）

向井ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（向井豊人）

吉田議員のご質問に私のほうから答弁させていただきます。

町の公共宿泊施設の利用状況につきましては、6件ある施設につきまして、全て宿泊受入れを再開しており、日帰り入浴がある施設は日帰り入浴についても再開済みとなっております。

町内の宿泊施設の営業状況ですが、震災前の件数は石川県及び町の公共施設が合わせて8件。民宿が、これは農家民宿群を除く数字であります。22件でございます。

現在の営業及び休業割合等の状況ですが、公共宿泊施設につきましては8件中、営業が7件で割合が87.5%、休業が1件で割合が12.5%、廃業がゼロ件でゼロ%です。

民宿につきましては、22件中、営業が15件で割合が68.2%、休業が6件で割合が27.3%、廃業が1件で割合が4.5%となっております。

これらを合わせますと全体で30件中、営業が23件で割合が76.7%、休業が7件で割合が23.3%、廃業が0件で割合が0%となります。

なお、農家民宿群につきましては、現在の営業状況について取りまとめを行っている事務局において今現在確認中ということでございましたので、ご了承願います。

以上です。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

私が考えているより廃業のほうが少ないので安心しました。ですが、まだ休業のほうはたくさんあるなというふうに感じております。

帰省客や観光客の宿泊施設が不足しています。早急に支援者や作業員向けの仮設宿舍の建設や空き家の紹介などを行い、やなぎだ荘などの公共施設をフルに一般宿泊客用に復旧すべきだというふうに考えます。

また、やなぎだ荘の宴会場が大破しております。ここは新築するなどし、早期の通常営業の再開ができるよう求めます。

そのほか、民間宿泊業者の早期再建支援も求めます。

町の見解をお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

町では、県外から現在来ておられる中長期派遣職員用の仮設宿舍の整備を行いました。町単独での事業者向けの仮設の宿舍を整備する予定はございません。事業所の方々におかれましては、自前で空き家の借入れや購入、またプレハブ等による仮設宿舍を設置いたしておりまして、現在対応されているということでもあります。

空き家の紹介につきましては、ふるさと空き家情報というのを運営し、情報の提供を行っておりますので、ぜひご利用をいただきたいというふうに思っております。

うちの宿泊施設につきましては、やなぎだ荘とうしつ荘においては復旧事業者の受入れを現在行っております。町の早期の復旧には、やはり公費解体などに従事される方々の受入れの体制の確保というのは今現在重要であると考えておりますので、うしつ、やなぎだ荘においては従事者の受入れを継続していきたいと考えております。

また、その他の施設につきましては、春から一般客の受入れも再開をしております。

また、宿泊事業者の再建支援につきましては、なりわい再建支援事業などの制度におきまして、さらに事業者負担の軽減を図るため、町の上乗せ補助制度も設けておりますし、今後はさらに制度の周知を図りまして、事業者の再建支援というところに全力で努めてまいりたいと考えております。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

町としては、作業用とか支援者の仮設住宅はつくらないということでありましたけれども、隣の穴水町では、町がつくったわけではありませんけれども、そういった施設もございますので、誘致とかそういうのも考えられるんじゃないかなというふうに思います。

被災者用の仮設住宅と支援者の仮設住宅の入居は、どのような状況でありますか。まず、空いているようであれば、住家を必要としている町民のために活用し、それでもまだ空くようであれば、対象者以外の利用や一般宿泊者に対

しての利用も考えるべきではないかと考えます。

それぞれの用途が決まっており、難しいことは分かっておりますが、町内の宿泊施設が不足しております。これは一般客用ということであります。町が復旧・復興の途中であっても、各地区で祭りが営まれることや、官民それぞれのイベントや行事が開催されます。一定時間町にとどまってもらうことにより消費が増えます。そのためには宿泊施設はどうしても必要であります。避難所の体験宿泊や農家民宿の開業支援、ホテル誘致など、不足している宿泊施設の確保など、あらゆる方法を考えるべきだと思います。

また、今でもできる交流人口の拡大を図り、町ができる限り潤うよう対処すべきだと思います。

答弁を求めます。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

まず応急仮設住宅の入居状況ということでありますけれども、予定しておりました571戸分が完成しまして、現在は500世帯以上に入居のご案内は終わり、順次入居が進んでいるという状況でございます。

今現在は、町全体として数十戸の空きがあるのは事実でありますけれども、現在も入居の3次申込みというのがありまして、今後もそちらのほうで対応していきたいというふうに思っております。

何回も言いますが、空きが出ても、応急仮設住宅というのは災害により住宅に困窮している被災者の仮の住まいを提供するものでありまして、宿泊等に利用することはできないことになっております。その分は当然、もしそうやって利用するのであれば当然お金を返さなきゃいけないということになります。

また、ご支援をいただいております中長期派遣職員用の仮設住宅につきましては、全部で58戸整備しましたが、全戸入居いたしております。今後も職員の入れ替わりはありますけれども、当面空きが生じることはないと思われま。

次に、農家民宿の開業支援ということですが、町では創業・継承支援事業補助金を設けております。この制度は、旅館や一般の民宿の開業にも対応しておるということで、今年度、既に1件、簡易宿泊施設の創業にご活用いただいております。

また、今年1月以降、大勢の関係人口とされる方々がボランティアであったり祭礼、イベントに参加するため当町へお越しをいただきまして、人と人が

つながることのすばらしさを実感いたしております。今後は、さらに震災復旧を通して、お越しいただいている方にも末永く関係人口としてお付き合いいただけるよう、町といたしましてはもちろん、住民の皆様には温かいおつき合いをお願いをしたいというふうに思っております。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

支援者用の仮設住宅につきましては、以前視察した際は空きがあったようですけれども、埋まっておるということで安心いたしました。

また、被災者用の仮設住宅は数十戸がまだ空いているということであります。1次募集と2次募集の条件が違いましたので、3次募集、4次募集につきましては、実情に応じた募集をしていただき、困っている方に入っていただくというような形をお願いしたいなと思います。それもできるだけ早く提供できるように動いていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

災害発生時等の緊急時に、町職員OBを招集し、避難所の開設運営やそのほか必要な業務の補助を担ってもらう制度の制定はできないでしょうか。この場合、強制ではなく、あらかじめ登録を希望した方のみを対象とし、消防団の機能別消防団員のように、引退した方が豊富な経験を生かし業務に携わってもらう制度であります。

また、制度制定をしなくてもできる方法があれば考えてみてはいかがでしょうか。現在も県外の自治体から多くの職員を派遣していただいておりますし、人手が必要でも極端に新規採用を増やすことは、数年後の平時に戻ったときは財政を圧迫する要因ともなります。豊富な知識と経験を持った町職員OBは、即戦力となり、一定期間のみの採用であるため、財政を圧迫することはありません。

これは町民との意見交換会において、町職員OBの方から提案があったものです。町の見解はいかがでしょうか。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

今お話しされました消防団の機能別消防団員の制度というのがございまして、

火災や大規模災害等の発生時において、所属分団長の指揮の下、消防活動に従事するというもので、退職した消防職員も任命ができる制度がございます。

ただ、役場職員のOBの皆さんは、多くの皆さんは現在も町会長や区長さん、また民生委員、また公民館関係など、それぞれの地域において多くの方が活動されておるわけでありまして。

そしてまた、今回の震災で人手不足になりまして、会計年度任用職員にも職員OBの方を雇っているという現状もございますので、制度設計までは現在する必要はないかなというふうに感じておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

私もこれ、どこかほかの自治体にあるかなというように調べてみましたけれども、私は見つけられませんでした。ただ、これはOBの方からの意見でありましたので、すごくありがたい意見だなというふうに感じました。

全国で、もしやってない、少ないということでしたら、なおさらやっていただきたいなというふうに思います。また少し考えていただければなと思います。

5つ目の質問に移ります。

現在、藤波運動公園のテニスコートを除いて、スポーツ施設は壊滅状態のままです。今後、復旧・復興するに当たり、提案をいたします。

旧3町村に整備されていた体育館や野球場は、最終的に一つずつとし、ほかのスポーツ施設と合わせて総合運動公園として整備を行うことが望ましいと考えます。残った2地区の体育館と野球場は廃止し、中学校もしくは小学校の体育館やグラウンドを地域の施設として利用を可能とすることを望みます。

総合運動公園は、常時利用が想定できる学校の近くや、駐車場が確保でき会場への出入りがしやすい場所が望ましいと考えます。常時の利用度を考えると、能登高校や能都中学校周辺が望ましいと考えます。また、大きな大会や複数競技の大会を開催する場合には内浦総合運動公園の再整備が適していると考えます。

以上のことを踏まえ、速やかに計画を立てるとともに、整備されるまでの間は学校体育館やグラウンドを応急的に大会等で利用ができるよう整える必要があると考えます。答弁を求めます。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

おっしゃるとおり、町のスポーツ施設というのは軒並み大きな被害を受けたわけでありまして、能都体育館、柳田体育館は現在、運営を停止しておるところであります。そして内浦総合運動公園においては、園内全体が津波の浸水被害を受けまして、第二体育館以外の施設は使用ができなくなりました。従来の公共施設個別施設計画においてのスポーツ施設は、将来的に内浦総合運動公園に集約する計画となっておりましたが、その内浦総合運動公園の被害というのが一番大きかったということでもあります。

今後のスポーツ施設の再整備につきましては、本当に多額な事業費を要する大きな課題であります。震災の被害を踏まえまして、現在、議会にもお示ししましたけれども、公共施設の個別施設計画の見直しというのを全庁横断的に取り組んでいるところであります。議員の提案にあります常時の利用度や大きな大会の誘致なども視野に入れながら計画の見直しを図ってまいります。限られた財源で公共施設をどう効率的に、効果的に設置し、運営していけばよいか。スポーツ施設も含めまして、全体的な公共施設の在り方を再度協議をしてまいります。

また、学校施設では従来よりスポーツでの団体利用や大会などができる施設となっております。また、使用できないスポーツ施設に代わりまして、6月下旬より小木中学校体育館を、8月より能都第二体育館、柳田小学校の体育館を個人利用できるようにいたしております。ボールやトレーニング器具なども使用できない施設から運び入れてありますので、体力づくりに積極的にご利用いただければと思いますし、また、大会利用などのご希望がございましたら、教育委員会事務局までご相談をいただければ学校の使用に支障がない範囲で対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

スポーツ施設について、1点確認させていただきます。

今現在、町長がおっしゃいましたように、学校の体育館、大会に使えるとおっしゃいました。ただ、個人の運動では使えるかなと思いますけれども、本当に例えばバスケットとかバドミントンとかバレーボールとか、そういったことに使える状態にありますか。そういう体育館があるのであれば、どこが使える

か少し教育長のほうからご説明していただきたいなと思います。

私が体育館を確認したときには、隅っこが沈んでいたり、フラットになっている体育館ではなかったもので、もしそういうところがあるのであったら少し教えてください。

議長（金七祐太郎）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

今ほどの体育館利用について答弁させていただきます。

能都第二体育館や小木中学校の体育館は、上からも観戦もできますし、利用が可能であるというふうに思っております。バドミントンもバスケットもできるというふうに思っております。

ただ、真ん中に1コートを取って、周りに例えば椅子で観覧席ということになってきますと、やはり今言った2つの中学校の体育館、あと柳田小学校の体育館も小学校の中では広い体育館ですので、体育館の本当に細かなポールを立てる位置でありますとか、そういうものはきちっと確認をしないといけないと思いますが、学校体育館の利用は大会、それから団体利用ともに十分対応できるというふうに思っております。

ただ、柳田中学校体育館、宇出津小体育館は壊れておりますし、松波中学校の体育館も床の曲がりもひどいですから、その3つの学校は難しいというふうに思っております。

以上です。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

先ほど教育長から説明がありました。能都第二体育館、能都中の敷地内にある体育館ですね。昔の宇出津高校の体育館ですね。それと小木中学校の体育館が大会等にも使えるということでもあります。また、柳田小学校の体育館も広いので使えるということでもあります。

もしこれを聞いた町民の方は、ぜひ利用していただきたいなというふうに思います。

最後の質問に移ります。

今どきの猫の飼い方について提案をいたします。

もともと能登町では猫の放し飼いが多のですが、震災後は飼い主と離れ離れとなり、より一層野良猫が増えました。

今どきの猫の飼い方は室内が主流で、外には出さないことが常識となっております。また、避妊、去勢手術を行うことも一般的であります。交通事故や病気から守ること、他人の家に入り込むなど迷惑をかけないこと、また守れない命をつくり出さないこと、野良猫に餌を与えないこと。衛生上の問題などの観点から、ペットは飼い主の所有物であり、また家族の一員として責任があるものとして認知されています。

広報や有線放送で今どきの猫の飼い方を周知していただき、飼い主としての責任を持つことを自覚する機会を設けるとともに、避妊、去勢手術を行う費用を助成することを提案いたします。

県内では、金沢市、野々市市、津幡町や内灘町、そして、かほく市、羽咋市などが助成を行っておるようであります。その多くは野良猫を対象としておりますが、能登町においては飼い猫から野良猫が生まれていることが考えられますので、飼い猫、野良猫、両方を対象とすることが望ましいと考えます。

昔は野良犬もたくさんいましたが、飼う場合は届出が義務化されていますし、飼う際のマナーも向上していることから、今ではほとんど野良犬を見かけることはありません。

猫においても、今どきの猫の飼い方を周知することや、避妊、去勢手術費の助成を行うことが考え方を精練するよい機会になると考えます。答弁を求めます。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

令和4年の4月から、石川県動物の愛護及び管理に関する条例というのが施行されておりました、犬や猫の飼い主が遵守する事項などが定められております。そして市町も住民に対し理解を深めるため努めることということが明記をされております。

そのことから、町のホームページや広報紙において、この条例の概略版や、飼い主のいない猫には餌を与えないことで猫を増やさないようというところで周知を図っておるというところでもあります。今年度も広報紙において周知を図る予定としておるところであります。

そのほか、町内会のほうから猫について個別に相談がある場合は、野良猫に関するチラシや室内飼いを勧めるチラシの提供を行ってございまして、昨年度は

3件の個別対応も行っておるといふ状況でございます。

助成金については、議員がおっしゃられた市町以外も助成制度が設けられているということは承知をしております。能登町においても、実は18年度末まで補助事業の制度がございました。当初の合併後の状況で、多分この補助金がなくなったわけでありましてけれども、飼い猫はともかく、野良猫の不妊、去勢については、そのような活動をしてくださる団体や個人の方がいないと対応ができないというふうに思われます。ほぼボランティアですね。そういったことも含めまして、多くの声があるのであれば今後協議をしていきたいというふうに思っております。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

ぜひこの助成金を設けていただきたいなと思います。

私も専門家の方にお話を聞きまして、能登町ならどれぐらいの費用が必要ですかというような話を伺いました。100万あったらいいなというような話ではありましたが、でも最初ですから、そんなに多くなくても50万でも20万でもいいということでありました。

例えば20万であれば、去勢手術で、雄ですけれども1万1,000円ほどかかる。避妊だと倍で2万2,000円ということになります。ほかの市町で見ると、雄と雌で差はつけてあるところもありますけれども、1匹に5,000円程度予算をつけていただければ20万だと40匹分の手術ができるということになります。まず最初は少ない金額からでもいいので、予算をつけていただければなというふうに思います。

これで全ての質問を終えました。少し最後に私の考えを述べさせていただきます。終わりたいと思います。

今年7月下旬から8月上旬にかけて開催されました第33回オリンピック競技大会、パリ五輪において、印象に残るシーンがありました。男子体操競技において日本は団体で金メダルを獲得いたしました。簡単にとれたわけではありません。御覧になっていた方は御存じかと思いますが、5種目目を終えて最終種目の鉄棒を残し、トップ中国との差は3点以上の差がついておりました。ほぼ逆転は不可能な点差でしたが、日本のキャプテン萱和磨選手は、最初から最後までチームメイトのミスにも顔色一つ変えず、大丈夫、大丈夫と、最後まで諦めるなど鼓舞し続けました。

片や中国選手が鉄棒で落下したのを見て、同じ中国の選手がうなだれる様子

が映し出されておりました。それとは好対称でありました。

諦めなければ願いはかなうと簡単には言えません。そんな単純なものではないことは分かっています。

能登町では、地震により多くの方の計画が崩れてしまいました。しかし、簡単に諦めてほしくはありません。特に子供たちの前で、大人は弱音を吐かず、歯を食いしばり、そしてまた笑顔で前を向いてほしいです。

そのためにも、町は計画を速やかに示し、情報の周知徹底を図り、復旧・復興をできるだけ早く進めることが重要だと考えます。

以上のことを申し上げまして、一般質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、2番 吉田議員の一般質問を終わります。

次に、7番 南議員。

7番（南正晴）

それでは、発言を許されましたので、一般質問、今回は2点質問したいと思います。

先ほど来、何度も言われていますが、私たちも1月1日の4時10分頃の大地震により日常の生活を奪われ、当時は、今でもまだ昨日のことに思い出しますけれども、電気が来なくなり、携帯電話がつかないようになり、水道は来ない、トイレは使えない、道路はずたずた、車が走れない。私の身の回りはそういう状態でありました。

あれから今日で260日がたっております。電気は、私のところでは1週間ほどで回復し、電気が回復し、その3日後ぐらいで携帯の電波が届くようになり、道路は少しずつですが砂利が入れられ、車が走られるようになり、そういったふうにして少しずつ回復してまいりました。水道、下水道関係も少しずつではありましたが、たしか私の記憶では上水は5月の初め頃に全町通水が終わり、下水も合わせてその頃から使っていいですよというふうになったと記憶はしております。

そのような状況の中、私の住んでいる柳田地区では、農業集落排水が行われておりますが、現在でも柳田地区の一部区域ではありますが、マンホールから下水があふれている箇所が何か所かあります。私も詳しく調査したとか、毎日見に行ったとか、そういうことをしたわけではありませんが、時折見に行くと特に朝方ですね、食事の準備をするために水を大量に使うのか、朝方になりますと字柳田地内、特に日詰脇で1か箇所、百万脇で1か所、野田地内では3か所、マンホールの蓋から水があふれている。一部では宅地のためすの蓋です

かね、そこからでも逆流してあふれているような状態が見受けられます。

日によっては当然、匂いがかなりきついのでありまして、付近の住民にとってはこれはかなりなストレスになるのではないかと。また、水があふれ続けておるせいか、一部では緑色の藻が生え、それもかなりの悪臭となっております。

やはり付近の住民の方々にとっては、これは当然一日でも早い解決を望むものでありますから、当町、今後の計画、または解決策などをお示してください。

議長（金七祐太郎）

真智建設水道課担当課長。

建設水道課担当課長（真智芳郎）

それでは、南議員の質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘のマンホールからの出水についてであります。こちらでも把握はしておりますが、くみ取りなどで随時対応しております。なかなか追いついていない現状であります。住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますことをおわび申し上げます。

それで復旧の見込みということですが、野田地内の柳田中央処理区の工事は令和8年8月完了、百万脇地内の柳田右岸処理地区は令和8年12月完了を計画しております。本復旧完了まで期間がございしますが、その間、道路に水があふれることがないように、バイパス配管やしゅんせつ、くみ取りなど応急的な対応を引き続き行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

7番 南議員。

7番（南正晴）

担当課長の答弁は理解はできますけれども、理解しても、やはり住民にとっては中央処理区で8年8月完了ということはまだ2年近く、右岸ではまだ8年12月完了ですから2年以上かかると。今後はくみ取り等によって対応していくということですが、当然早急な対応はお願いしたいんですけれども、ここは特に野田地区の3か所のマンホールは、いずれ柳田の保育所が修理が終わって保育園児が通うようになると、当然通園の道路ということになりますが、柳田地区は12月から2月にかけてはかなり寒く、道路が凍ったりもしまして、大変滑りやすく危ない状態になると思いますので、そのような状態にならないよう、重ねて丁寧な対応または地区への説明等をお願いいたします。

続きまして、農地ですね。水田の復旧状況について少しお聞きしたいと思います。

今夜は十五夜ということで、昨夜、その前の日ということで大変月がきれいに見えています。外へ出ていると虫の音も聞こえて、秋が深まるというか、秋が来たなと思いますが、水田を見ると新米の収穫も始まっており、国内の市場では8月に米不足のニュースが大変流れており、騒がれておりましたが、新米が出回るようになり、高値基調ではありますが米不足も落ち着いてきたかなと思うんですけれども。

当地を振り返りますと、1月のあの大地震で農地、特に水田が大きな被害に遭っております。当時は見ただけでも崖崩れが起きて水路が塞がっており、また、U字溝が隆起や崩壊などで水が流れないような状態が見受けられ、春にはどうなるんだろうなと思いをかけさせた記憶があります。

時が進み、農林水産課や県の農林関係の職員、またボランティア、もしくはJA、いろんな方々のご努力と人手の労働力やいろんな方々の努力で、少し遅れましたが水路が修復され、揚水ポンプなども借りまして、当初の見込みよりはかなりの水田で植付けができたのではないかなと思いますが、いまだにやはり土砂で埋まったままの水田が見受けられ、また当然通水ができないため雑草が生い茂っている水田が見られます。

そこでお聞きしたいのですが、まず対前年、去年と比べて今年の水稲の作付割合はどうであったのか。また、もう8か月以上たちましたので、復旧の計画というのは大体出来上がってきているかなと思いますので、まず今年どれくらい復旧して、来年、今年よりどれくらい増えるというか、令和5年に比べて6年、7年はどれくらいであるのか。

また、復旧計画というのは3年で完了予定と聞いておりますので、令和8年度で工事が完了するんだろうと思いますが、令和9年にはほぼ令和5年並みに作付ができるようになるのか。

その辺り少しお聞かせ願います。

議長（金七祐太郎）

仲谷農林水産課長。

農林水産課長（仲谷宗）

南議員のご質問に答弁させていただきます。

令和6年能登半島地震により、当町の農地及び農業施設においても甚大な被害を受けております。被災当初は、道路状況が悪く、積雪の影響もあり、実質的な被害調査ができない状況でした。2月末より国や県の応援を得ながら現地

調査を実施して、今年度の営農再開に向けて、JAさんや生産組合長、そして、それぞれの地区にある中山間の直接支払いとか多面的機能支払いの代表者さんなどと、用水源の確保を担保することで耕作面積が減少しても何とか営農が可能になるよう協議を重ね、4月末時点では対前年比で約6割の作付を目標としてきました。

しかし、6月に現地確認調査を実施して、今年度の水稻の生産実績を示す細目書と言われるものの結果で見ますと、対前年比8割を超えた83%の作付ができており、農林水産課としても安堵しているところでもあります。

また、来年度以降の作付に関しましては、9割の再開に向けて現在、災害復旧事業に着手しており、営農基盤環境の整備に全力で取り組む所存であります。

しかしながら、水路や農道、ため池といった施設で大規模な被災も多いことから、議員ご質問の令和9年度までの3年間で全て復旧できるといった確約は今のところできません。いまだ町外で生活を余儀なくされている農家の方や離農者、そのような方へのフォロー、そして農機具や格納倉庫などの再整備を支援する農業機械再取得等支援事業というものなどと合わせて、農業の復旧・復興、里山の景観保持に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

7番 南議員。

7番（南正晴）

担当課より大変丁寧な説明、ありがとうございます。

残念なのは9年に確約できないということですが、鋭意努力されているんでしょうから、あまりその辺を責める気もありませんので、今後も農家、農民のために精いっぱい努力をお願いしたいと思います。

さて、9月9日の帝国データバンクニュース、御存じの方もおいでるかと思いますが、少しご紹介いたします。

この頃はまだ全国的な米不足が騒がれており、前年の米が上がった、今年の新米も2割、3割高くなったと、少しそういったことが話題になっていた頃かなと思うんですが、このニュースによりますと、そういった全国的な米不足と価格高騰がありながら、稲作農家の倒産、廃業に歯止めがかからないと。2014年の1月から8月の間に発生した米農家の倒産は、全国版ですけれども、負債が1,000万円以上で法的整理がある中で、休廃業や解散で34件、稲作をやめている。倒産や廃業の件数は前年を上回り、年間最多が予測されると。

主食用の米を生産する米農家で倒産や廃業が相次ぐ背景には、生産コストの上昇、深刻な後継者、就農者不足が挙げられます。また、2023年における

農業に必要な生産資材の価格は、3年前の2020年の平均に比べると、生産資材価格が1.2倍に上昇しており、原料の多くを輸入に頼る肥料は1.5倍、ガソリン、軽油などの値上がりで光熱動力費が1.2倍、農薬類は1.1倍と、生産費がほぼ値上がりしております。

こういったことから、1年2年農業を休んだりすると、それでやめようという気持ちになって、やっぱり廃業する人が増えてくると思います。そういったことを防ぐためにも、やはり農地の早急な復旧を私は望むものであります。

先ほど来何度も言うておりますが、鋭意努力されて、農地の早急なる復旧を望むものであります。

以上で私の質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、7番 南議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。14時25分から再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。（午後2時11分）

再 開

議長（金七祐太郎）

それでは、会議を再開いたします。（午後2時25分）

次に、14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

それでは今日は、避難道路の復旧を急げ、こう銘打って1点、そしてもう1点は、11月4日以降の災害ごみの受入れの対応を明示せよという2点について質問したいと思います。

ちょうど1週間前でした。9月10日、岸田総理は、能登半島地震の被災地支援として予備費1,088億円を追加支出すると閣議決定いたしました。第6弾の支出ということで、総額で6,600万（億？）円になるとのことです。その第6弾の内訳は、公共施設や道路などの復旧に960億円、農林業者支援に75億円、被災世帯の住宅などの再建支援に53億円ということです。

発災から丸8か月たって、気のせいかもしれませんが、マスメディアやいろ

んな方のご関心が少しずつ薄らいできているのではないか、そんなふうに感じている私どもにとっては、自民党総裁選等の政治的な思惑もあったかもしれませんが、大変ありがたい措置であったと感謝しております。

さて、一般質問の1点目の質問に入ります。

能登半島地震の一番の弱点は、珠洲道路、のと里山海道、この一本道しかなく、たった一本のその幹線道路の崩壊、崩落などが通行不能を招き、避難だけでなく救援活動でも初動が遅れ、全てが後手に回った最大の要因であったことは、誰もが認めるところです。

については、私たちの身近なところにもそんな道路が小さいものから大きな箇所まで多々存在しております。そんな中からテストパターンとして、藤波、鶉川桜木間の約9キロ、国道249号線に並行して走っている通称農免道路についてお尋ねいたします。

一部、路肩等の改修工事には入っているようですが、藤波を起点として鶉川方面へ向かう1.8キロメートルの地点、谷を盛土でつなぐ間島地区の山手の部分で発災から8か月の今も通行止めとなっております。

災害は時間、場所、規模を問わずやってきます。1月にあったからもう来ないというわけではないと思います。いつ地震の際の津波が来るかもしれず、また、高波や事故、火災などの際にも重要な役割を果たします。

平成18年か19年ぐらいだと思いますが、石川県は輝く2つのはしご道、英語でダブルラダーとか言っていましたが、どこだろうと思って見たら徳田近辺から金沢まで一本の里山海道、もう一本は能越道を使って、能越道かな、七尾のほうから氷見のほうに抜ける道、これで、はしご、ラダーの形にして、いつでも対応できるということをしたような気がします。

私から見たら、起点になる藤波にある越波通行止めというでかいゲートがあります。今までに閉まったことがあります。そのために通れなくなったこともあります。海岸沿いの町民の皆さんの命を守る大事なもう一本の道路。この道路の復旧、通用再開の計画、見直しをお示してください。

議長（金七祐太郎）

鏡島建設水道課長。

建設水道課長（鏡島敏雄）

それでは、鍛冶谷議員の質問に答弁させていただきます。

議員のおっしゃっている崩壊箇所は、通称農免道路と言われている町道藤波矢波1号線、そのうちの藤波台運動公園から波並地区の間の間島地内における約120メートルの道路崩壊であるかと思われます。この箇所につきまして、

経緯、現状、見通しなど、お話ししたいと思います。

今回の地震によりまして盛土区間が崩壊し、通り抜けすることが不可能となっております。また、この崩壊によりまして水道管が破断し、仮設配管を設置した状態で、これ以上の崩壊がないよう排土の処理をしまして応急工事を終えている状況であります。

今後の見通しですが、現在、国の災害査定の準備を進めております。今月中に受検をする予定としております。その後、詳細な実施測量設計に取りかかりまして、今年度中の工事発注、それから来年度中の工事完了を目指しておりますが、何分、規模も大きく、水道の復旧計画との調整もございますので、供用再開の時期につきましては、現段階ではいつからということをはっきり申し上げることはできませんが、議員のおっしゃるとおり、当路線は国道249号の不通時における重要な代替路線でもあります。早期復旧に向けて鋭意努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

14番、鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

今聞いていて分かりました。大事なことは、矢波浄水場から宇出津のほうに向けての幹線の水道管も走っていると。これも破損しているというふうに考えてよろしいですね。

藤波の起点から1.4キロ、そこら辺にはスポーツピアツアがあつて、仮設があつて、大変重要な道路です。それから藤波から宇加塚へ、もしくは波並から宇加塚鶴町へ、そして矢波から猪平、宇加塚。もちろんそのまま行けば珠洲道路にというふうにつながっていくので、避難道路としてはやはり大事な一本だと思っておりますので、なかなか日取りはいつとは明言できないけれどもとおっしゃいましたが、できるだけ年度内に少しでも進めていくという、命を守るための道路というふうに考えて努力をしてもらえるとありがたいです。

さて、次の質問に移ります。

11月4日以降の災害ごみの受入れ対応、これについて質問いたします。

県の司法書士会によると、能登半島地震の被災者からの電話相談の半数以上は公費解体に関する内容となっているそうです。当然、所有者全員の同意書などの問題を抱えている場合もあろうが、個々人の事情を聞くと、半壊した自宅を解体して新たに住宅を建てるのか、自宅を修繕して引き続き住まうのか。今この地にいない子供たちの事情や、当然資金面のことなどから迷っている事例等々、様々な事情があるようです。

そんな中、能登町では、公費解体の申請期限がたしか8月いっぱいだったのが12月27日まで、年内いっぱいまでというふうに延長され、解体、修理に今なお悩む町民にとっては大変ありがたい行政決断であったと受け止めております。

気にかかるのは、現在、藤波運動公園駐車場での受入れが11月4日までというふうにたしか告知されております。なかなか計画どおりには進まないこともあり得る解体ですが、この先、年末、年明け、来春、その後と実質解体工事が進捗すれば、日程的には大変苦しいというふうに予測されます。当然、町のほうは11月前に少しでも入れましようねとおっしゃるのかもしれませんが、残念ながら正直に見ていて、災害ごみばかりではありません。たまりにたまった生活ごみも出ているのは事実かもしれません。

これででも今能登の生活が変わっていくんです。そして次に備えていくんです。そういう意味では、11月4日以降の対応策はもう準備されているとは思いますが、この席で明らかにできるようであれば、ストレスのたまっている町民にとっては大変ありがたいと思います。そのスケジュール、そして手法をご明示願いたいと思います。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

仮設の仮置場、廃棄物の仮置場の藤波台運動公園の閉鎖を決定に至る経緯というのをご説明をさせていただきます。

まず1つ目に、災害ごみを持ち込む車両の台数であります。2月は1日当たり平均で710台。5月はゴールデンウィーク期間中も受入れを行いまして、5月の1日当たりの平均で505台。8月はお盆時期も同様に受入れを行いまして、8月の1日当たりの平均で141台。現在は100台を下回っている日も12日間あるということで、月を増すごとに車両の受入れ台数は減少してきているというのが現状でございます。

2つ目は、今おっしゃられたとおり、持ち込まれるごみの種類であります。仮置場で受入れをする際に、許可証や受入れ車両ナンバー、ごみを確認いたします。確認の際に、明らかに災害によるごみではないものや、一般家庭ごみと言われるものがあります。そして、その受付時に当然お断りをしているケースも多々あるということでございます。

3つ目につきましては、奥能登クリーンセンターの受入れであります。今回の地震によりまして被災を受け、修理をしていたリサイクルプラザの設備が1

0月末をもって修理が完了するという予定となっております、そこが再稼働することによりまして燃やせないごみの受入れが可能となっております。

以上の3つの経緯を中心に総合的に協議をした結果、11月4日の閉鎖を決定したものであります。

この11月4日のお知らせをした後、やはり土日の持ち込み台数が増えているという情報も入っております。

町といたしましては、通常的生活、暮らしを取り戻すために向かって歩みを進めておるわけでありまして。今回の仮置場の閉鎖というの、次のステップに向かうための一つの方策であるということをご理解を願いたいというふうに思っております。今後も町民の皆様と寄り添いながら歩みを続けていきたいというふうに思っておりますので、片づけ等のごみの搬出について、どうぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

議長（金七祐太郎）

14番、鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

今のご答弁で、奥能登クリーンセンター、これが10月末をもって工事完了すると。供用開始できるということも大きな理由だとおっしゃいます。

ただ、この先も大きな粗大ごみめいたものも必ず出てきます。そのときに適宜対応してもらえることをどこかで期待していきたいと思っております。

さて、能登半島地震に対応して、1月11日、激甚災害に指定。矢継ぎ早に1月19日には特定非常災害についても閣議決定し、希望の明かりをともしてくれました。

自治体は財政面でも迷いなく復旧事業に取り組めるし、その大半の事業を幅広く国が執行、実行できるようになりました。

来年3月末に期限を迎える半島振興法、これも自民党のほうでやっているのが延長、拡充に向けた決議がまとまったようです。

能登町、能登半島は、これまで当たり前のように少子・高齢化、人口減を受け止めてきましたが、誰もが危機感、苦しみを共有して立ち向かうスタートラインに立っているのかもしれない。ただ大事なことは、復旧・復興しても元の形に戻るといことです。元の形は少子・高齢化、人口減。これに戻っては駄目なんです。

今、日本中が、国の政治が頑張れ能登、負けるな能登と応援してくれています。能登町、大森町長が発案者で、能登2市2町共通のプレミアム商品券でも出しませんか。経済を動かしましょう。みんなに希望をとみましょう。

どうかこのピンチを契機に、もう一步踏み込んだ大森町政を歩んでください。負けてたまるか、消えてたまるか。もう一度、大森町長の熱い思いを聞いて、私の一般質問を終えたいと思います。

一言でいいんですよ。通告はしていませんから。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

これまでも言っているとおり、皆さんの意見を聞きながら少しでも町政に反映できるように全力で取り組んでまいりますので、何とぞご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（金七祐太郎）

以上で、14番、鍛冶谷議員の一般質問を終わります。

次に、11番 河田議員。

11番（河田信彰）

地震から9か月がたとうとしておりますが、子供たちは無事に夏休みを過ごすことができたようで、その間、小中学生の姉妹都市交流事業やスポーツ少年団や部活動の大会が実施され、また、松波小学校の仮校舎が完成し、うしつ保育園も完成間近ということで、子供たちにとって心新たに頑張るきっかけになりそうで喜ばしく思っております。

各集落においても、祭礼や公民館事業の再開、また道路状況も少しずつよくなってきており、日頃の生活が戻ってきている実感は少しあるのではないのでしょうか。

かといって、まだまだなりわいが元に戻らない方や、慣れない仮設住宅での生活をされている方にとっては、心配事やストレスが日々積もっております。町執行部も心得ていることは存じますが、町民の心のフォローについて、引き続き被災者に寄り添った支援を重ねてお願いしたいと思っております。

それとまた、遠方からボランティアに参加の皆さん、そして県内からのボランティアの活動の参加の皆さんに心より感謝を申し上げ、また、公費解体、道路の復旧、いろいろ傷んだところの復旧にご尽力いただいている皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

これは答弁は要りませんが、町全体が一致団結の意味を込めて、提案として、190以上にも上る町内会の皆さんに、一斉に自分の近くの道路の清掃、草刈

りなど地区住民ができる範囲で町内をきれいにすることを提案したいと思いません。

これは答弁は要りませんので、またひとつよろしく申し上げます。

それでは、通告に基づき一般質問に入らせていただきます。

災害復旧工事に当たっている業者に、ふるさと納税をしてもらい、それを財源に能登町独自の支援金制度を実施してはどうかということです。

膨大な公費解体や復旧工事に当たり、町内業者のみではさばけることができません。ボランティアや町外から様々な業者が復旧工事に携わっており、今日があると感謝しております。

当然、事業を請け負った場合は、町外の業者も売上げに応じて税金を納めることとなります。ということは、国から来ている復旧予算が工事費として町外に流れ、言い方がおかしいかもしれませんが、税という形で国に返しているだけでは直接町に収入が入らないというふうに私は思っております。

そこで、その国に納める税金を町の収入とし、早期復旧、そして復興の財源とすることはできないか。早い話、復旧業者に能登町企業版ふるさと納税をしていただくようお願いすることは可能なのか。また、下請などを含め、現在町の災害復旧に携わっている業者はどのくらいになるのか、町が把握している業者数をお聞きしたいと思います。

そして、その企業版ふるさと納税を担保に、新たな生活再建支援ができればと思います。なぜなら、生活再建の展望が立たない方が多いと感じています。その理由としては、高齢ということもあるでしょう。後継者がいないという方もいるでしょうし、また、いつまた地震が来るかもしれないといった不安や、仕事、子育てといった生活に直結する将来への不安など、その人その人、その家族その家族によって異なると思いますが、第一に住宅再建にかかる費用への負担だと思えます。

公費解体が進む中、住宅の再建を望んでいても、生活再建支援金として基礎分と加算分が支給されるだけで、十分な再建費用として賄い切れません。特に若い世代は、このまま能登町に残るか残らないかという重要な選択肢の一つになるわけです。

そういった能登町定住に向けた後押しとして、住宅再建にかかる費用に対し町単独で上乘せができないかと考えますし、その財源の担保として企業版ふるさと納税を活用できればと思っております。

町長、ここはひとつ町長自らが広告となり、町で復旧の仕事をしている業者にふるさと納税をお願いし、復旧・復興に向け取り組むべきと私は思います。ふるさと納税に協力いただいた業者には、町長から感謝状を送り、広く公表するといったことで、町民にも得られると思えます。

私の提案について、町長の意見をお聞きいたします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

現在復旧工事等に携わっていただいている事業者数ということにつきましては、全てを把握しているわけではありません。ただ、公費解体にかかる事業者は現在56社程度おるということで、応急復旧の水道関係につきましては、日本水道協会の関西支部のところの50の市町の管工事組合よりそれぞれの選んだ事業者を派遣していただいていたということでもあります。

また、企業版ふるさと納税の額が100万円以上された方には町から感謝状贈呈を現在もしております。

そして、企業版ふるさと納税を財源とした生活支援に対する加算支援金等につきましては、今後、その他の復興基金等々と合わせて、その支援の内容について今後、金額にもよりますけれども、協議を重ねていきたいというふうに思っております。

ただし、公共事業に関わる事業者様につきましては、寄附に伴う経済的利益の供与の禁止という事項がございまして、工事の期間中に寄附をお受けすることは現在控えております。工事が終われば大丈夫ということでもあります。

今後は、復旧にご協力いただいている事業者さんに能登町へ企業版ふるさと納税をしたいと思っただけのように、誠意を持った対応に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

11番 河田議員。

11番（河田信彰）

町長、本当に町長もよく町を歩いていれば分かると思いますけど、皆さん困っています。例えば一部損壊の方でも、なぜ出ないのかとよく聞かれます。少しでも、これはくれというんじゃなくて、お願いしてほしいんですね。各仕事をしていただいている方々に。町内業者はもちろん町に入ってきますけど、県外業者は絶対に県に取られるので、それをちょっとこっちにふるさと納税してもらえませんかとお願ひします、助けてくださいという気持ちで。町長も一生懸命やると言ってくれたので、誠意を持ってと言ってくれたのであれなんですけど、本当に一部損壊の方でも100万以上使っている方もいるでしょうし、

5万でも10万でもあげれるように。そして新しく家を建てると言っている方には100万でも上乘せしてあげたいなというふうな思いで、町長のトップセールスとして、いろんな意味で皆さんにお願いをしていただいて、助けてくれませんか。

そして、100万以上くれた方には感謝状を贈ると言っておりますが、たとえ50万でも10万でもあげれば、また来年という話もありますし、再来年ということもありますし、こういうのを少しでも皆さんに丁寧にしてあげれば、皆さんまたずっと返してくれるかもしれませんし、私たち町の税収が少ないわけですから、少しでも上げるようなことを頑張っていたきたいなと思っておりますが、町長、もう一言よろしく申し上げます。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

議員がおっしゃるとおり、一部損壊はいろんな一部損壊がありますけれども、準半壊の方というのは非常に困っているというのは私も痛感しているところがあります。ですから、準半壊の方に対して何か支援が少しでもできないかというところで、今回も少し中で協議をしたわけでありましてけれども、なかなか財源の手当てというのは確保できないということで、今もんでいる最中でございます。まとまった金額が何かあれば当然やるわけでありましてけれども、復興基金も含めながら、また今後協議をしていきたいというふうに思っています。

ふるさと納税に関しましては、お願いをしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

11番 河田議員。

11番（河田信彰）

ありがとうございます。

町長、お願いよりも、助けてくださいのほうがいいかもしれませんね。助けてくださいなら供与にならないと思いますので。

それを踏まえ、私が思うふるさと納税制度というのは、納税者の選択、ふるさとの大切さ、自治意識の進化という3つの大きな意義があると思います。この意義により、善意に対する意識の効用はもちろんです、地方の環境を育む支援や地域の在り方を改めて考えるきっかけになればと考えております。

地域の維持と存在を図る上で、暮らしの再建と働く場の確保が前提となるのは不可欠でありますので、引き続き能登町で生活基盤を築き、帰還を断念する人が少しでも減るような対策を期待しながら、私も一緒になって知恵を絞っていきたいと思いますので、皆さんで頑張っていきたいと思っております。またよろしく申し上げます。

これで一般質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、11番 河田議員の一般質問を終わります。

それでは次に、12番、向峠議員。

12番（向井茂人）

先ほどから同僚議員が何人も申し述べておりますけど、元旦の発災から8か月と2週間ぐらい。今日までこの経過を早いとするか短いとするか、おのこの考え方が様々であろうかと思います。

私は全般、ここにおいでる議員の方々もそうですけど、発災当時から町民の方からいろいろなお言葉をいただいて、パニック状態になったこともあります。

時間がたつとともに少し話の中身も変わってきましたけど、最近はこの暑さですね。色白の私もすごく日焼けしました。そういうわけで、昨日も私、稲刈りしていたけど、熱中症になったかならんか分かりませんでした。とにかく首に氷を巻いて頑張って、握り飯を頬張りながらコンバインを動かしたわけです。

話は変わりますけど、里山海道を走っていると、いかに県外ナンバーの多い、ダンプトラックから乗用車いろいろ。この人たちが能登の復旧・復興に携わっているんだなど、そういうことを思う反面、果たして私はどこにいるんだろう、県外にいるのかなと思ったくらい県外ナンバーが多い。これもこういうことがあったからだと思えますけど、こういうことが二度とないように望みます。

それと、今回の質問を考えているときに、何人かの若い人たちから電話でいろいろ指摘があったことも今回の質問に少し私なりに使わせていただきました。

そういうわけで、しどろもどろの質問になるか分かりませんが、一応題目は被災住民に対する能登町の震災復興及び支援状況の提供頻度、提供の手法についてという題目で通告しました。

能登町の支援施策については、一部住民より、より有効に機能させてほしいという声がありましたので、被災住民に対する能登町の震災復興及び支援情報の提供頻度、提供手法について、提案と質問をさせていただきます。

この質問を行う理由について改めて説明しますと、被災されている地域住民より、プル型支援がうまく機能していない、どこでどのような支援が受けられ

ているかといった公的なアナウンスが発信されているのかも分からないといった声がたくさん寄せられていたためです。

具体例として2点挙げさせていただきます。

1点目は、能登町に公式X——昔の旧ツイッターだそうです——の更新が2024年3月26日以降ストップしており、SNSでの情報収集を主とする若年層への情報共有が停滞していることです。これにより、情報感度や機動力が比較的高い若年層への支援情報共有や有志協力がうまくできない現状があります。

2つ目に、能登町の施策に関するアウトプットが地域住民にとっては不十分な部分があり、能登町職員が苦勞して実施している支援施策が効率的に機能していない事情が伝わってきたためです。支援物資の配布がいつ始まり、いつ終わったのか、把握できない若年層の住民もいると耳にしました。

以上により、能登町として実施している支援策ですが、ユーザーである住民目線で見ると、要望がマッチしていなかったり、そもそも実施されている支援内容を周知できていなかったりという事情があります。

そこで、能登町との間で支援施策に関する定期的な意見交換やヒアリングの実施をすべきである。能登町が公式に運営しているSNSによる支援情報の広報、要望吸い上げに積極的かつ定期的な発信を提案をするものであります。

町長の所信をお伺いしたいと思います。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

向峠議員のご質問ですが、おっしゃるとおり、しどろもどろで、つかみどころがないというのが現状であります。

能登町、町との間で支援施策に関する定期的な意見交換やヒアリングの実施というのは、どういう範囲、また期間というのも分かりませんし、また町が公式に運営しているSNSによります広報、要望吸い上げ、定期的な発信を提案。

町は今、先ほどおっしゃいましたXにつきましては、震災を受けた1月21日に開設しまして、3月26日まで発信を行った後は、Xにつきましては情報発信として現在使用しておりません。

それから、LINEによる支援情報や行政情報の発信を主としておりまして、生活に関する情報や支援内容、またホームページに飛ぶようになっておるわけです。

また、町民からの要望や意見の体制であります。現在、役場や各総合支所

に意見箱も設けておりますし、町のホームページでお問合せフォームというの
もございまして、そこにフォームに入力していただきますと、絶対無視はしな
くて、担当課につなげて必ず回答するように現在もしております。

それから、若者が情報をキャッチできないというお話であります。若者は
全然情報をキャッチしていると思います。我々よりは、SNSを駆使してキャ
ッチしていると思いますので、今のご質問に対しては、私はちょっと疑問を申
したいというふうに思っております。

いずれにしましても、町といたしましては、町民の皆様に寄り添った支援を
行いながら復旧、再建に取り組んでまいりますので、ご理解を願いたいと思
います。

議長（金七祐太郎）

12番、向峠議員。

12番（向井茂人）

しどろもどろで失礼しましたけどね、ヒアリングを行っているという。町長
は常々、何かあったら問いかけてくれ、いつ幾日にここへ来てくれと言え
ば、必ず私は出向いて説明するというようなことを何回か申されておりましたね。

だけど、それも大事なことですけど、したためた文にはちょっと誤解があ
ったかもしれないけど、町長はもともと「この心この町に」という、機会がある
ごとにそういうお言葉を発信されていますけど、町長ご自身としては、常々能
登町内をいろいろ巡回、震災前も震災後も巡回されているかと思えますけど、
やはりいろいろ発災以降、そういう声が私だけじゃなくて、いろいろな議員の
中にも聞いている人がいると思いますので、果たしてどれだけの頻度で発災後、
地域の今日まで各地へ出かけていったことがあるのかないのか。ヒアリングの
実施。

しどろもどろで分からなかったというなら、関連性がありますので、町長、
お答えいただきます。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

どれだけの頻度というところは、私もはっきりはお答えすることができませ
んが、常に町内、空いた時間には町内を回るようにしております。ただ、その
地域の方々と直接お話する機会というのは、正直申し上げて少なかつたかも

しれません。

それから、そういう支援策の発信というところになりますけれども、何でもこちらのほうに相談していただければ、必ず職員は対応する体制となっておりますので、ぜひご相談願えれば。私が直接言って話を聞く分にはいいんですけども、それは個人との話になりますので、そこはまた違うというふうに思っております。

ですから、ヒアリングといいましても、何を聞きたいのかというのがそれぞれ個人ごとにまた違うというふうに思いますので、それぞれの担当、専門家のほうに、私も受けますけれども、又聞きになっちゃうと話もややこしくなっちゃうので、直接そういう担当課のほうに、こんなことをしたいんだけど何かないとか、そういった話をぜひ積極的にしていただければというふうに思っております。

私が至らない部分もありますけれども、おっしゃられたとおり、今後もまた努力をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（金七祐太郎）

12番、向峠議員。

12番（向井茂人）

活字にしたためたから、こういう理解し難い文章になったか知らんけど、私の感覚からすると、発災後、町長も公務等で忙しいかも分からんけどね、時間を見つけて、どこどこに何時でなくて、どういう復旧・復興状況かなと個人的に回られてもいいし、庁舎を離れるときは、副町長もおいでるんやから、別に町長は若干の時間が許せるときは。

そして行って、そのときに会った人たちに、1人語りか3人語りになるか知らんけど、そこでふだんの、改まった話じゃなくても、どうやいねとか言って、町民はそういうことを望んでいるんですよ。改まった場所に何時に集まってどうとなると肩に力が入るから。

町長も恐らく気になっておいでると思うさけ、8か月ちょっとたった、どういう復旧がされているかな。ちょっと二、三時間、時間があるさけちょっと見てこうかなという感じでもいい。全町的に回ることは難しいと思いますけど、気にかけてところは。

私はそういう感じで言ったので、文章力がないからすみませんね。そういうわけで、質問の要旨が伝わってないようですけどね。

先ほど何回も申しますけど、町長が常々言っている「この心この町に」というのは、町民がどういう具体的なことを町長は思っているのか、どういうこと

をしたいのかということをおいかけたい人もおいでると思う。それを形で表すか行動やわね。生意気なことを言うようですけども、言った言葉に責任を持ってほしいなと私は思います。

そういうわけで、来春はどういうご判断をされるのか分らんけど、4年間きちっと職務を全うしていただきたいと思います。

これ以上話すと、ぼろが出ますので、質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、12番 向峠議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

今回は、9月19日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（金七祐太郎）

本日は、これにて散会いたします。

散 会（午後3時14分）

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（金七祐太郎）

ただいまの出席議員数は、13人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案第56号～議案第69号

議長（金七祐太郎）

日程第1、議案第56号「令和6年度能登町一般会計補正予算（第3号）」から、日程第14、議案第69号「財産の取得について」までの14件を議題といたします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（金七祐太郎）

総務産業建設常任委員会 吉田義法委員長。

総務産業建設常任委員長（吉田義法）

おはようございます。

総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第56号 令和6年度能登町一般会計補正予算（第3号）歳入及び所管歳出

は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

大部分が地震関連の補正予算で、ほぼ異議はありませんでした。

ただ、2款1項6目企画費に計上された地域経済循環創造事業「海ぶどう養殖事業」について、これは民間業者に対する補助事業で、この事業そのものについても異議はありませんでしたが、事業を実施するに当たり、予定地が宇出津新港の町有地で、土地は貸し付けるとのこと。この土地を除く残る土地がい

びつな形となり、計画性にかけること。町の普通財産を貸し付けることに当たり、議会への説明不足との意見がありました。

今後は、しっかり計画を行うことと事前の説明をしっかり行うことを申し添えます。

続きまして、

議案第60号 令和6年度能登町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第61号 令和6年度能登町下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第62号 能登町税条例の一部を改正する条例について

議案第66号 請負契約の締結について

議案第67号 請負契約の締結について

議案第68号 財産の取得について

議案第69号 財産の取得について

以上の7件は、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（金七祐太郎）

次に、教育厚生常任委員会 小路政敏委員長。

教育厚生常任委員長（小路政敏）

それでは、私のほうから、教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第56号 令和6年度能登町一般会計補正予算（第3号）所管歳出

議案第57号 令和6年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和6年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 令和6年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第63号 能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第64号 能登町認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例について

議案第65号 能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について

以上7件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上をもって、各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（金七祐太郎）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討 論

議長（金七祐太郎）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。

採 決

議長（金七祐太郎）

これから、採決を行います。
採決は起立によって行います。
お諮りします。

議案第56号「令和6年度能登町一般会計補正予算（第3号）」
の1件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第56号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第57号「令和6年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

議案第58号「令和6年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

議案第59号「令和6年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第60号「令和6年度能登町水道事業会計補正予算（第2号）」

議案第61号「令和6年度能登町下水道事業会計補正予算（第2号）」

以上5件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第57号から議案第61号までの以上5件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第62号「能登町税条例の一部を改正する条例について」

議案第63号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

議案第64号「能登町認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例について」

議案第65号「能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について」

議案第66号「請負契約の締結について」

議案第67号「請負契約の締結について」

議案第68号「財産の取得について」

議案第69号「財産の取得について」

以上8件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第62号から議案第69号までの以上8件は、委員長報告

のとおり可決されました。

認定第1号～認定第7号

議長（金七祐太郎）

次に、日程第15、認定第1号「令和5年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第21、認定第7号「令和5年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの7件を議題とします。

本9月定例会議において、決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第7号までについて、同特別委員会委員長から委員会審査報告が提出されております。

これから、本件に対する審査の経過及び結果について委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（金七祐太郎）

決算特別委員会 吉田義法委員長。

決算特別委員会委員長（吉田義法）

決算特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本特別委員会に付託された案件は、令和5年度における7会計の決算認定であり、これらの各会計決算の審査については、去る9月10日から13日までの実質4日間の日程で委員会を開催し、地方自治法233条により提出が義務づけられている、決算書・主要施策の成果説明書及び監査委員からの審査報告書等を検閲し、関係課等から説明を聴取した上で、予算執行が適正にかつ効率的に行われたかについて慎重に審査いたしました。

その結果、認定第1号「令和5年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第7号「令和5年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの7件について、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、本委員会からの主な意見、提案等については次のとおりであります。

一、長年続いたコロナ禍からようやく平常に戻り、これからという矢先の能登半島地震であった。その最前線に立ち、対応に当たっている町職員をはじめ、全国からの応援、ボランティアの皆様には最大限の感謝と敬意を表します。決算においては、震災によりやむを得ない明許繰越や未執行が見受けられるが、

次年度以降の事業計画の見直しを行い、適正な予算執行に努めていただきたい。

一、震災以降、各種手続に来庁される方々や、多方面での問合せの対応に追われていると思われるが、多忙な業務の中であっても、被災した町民に寄り添い、懇切丁寧な対応に当たっていただきたい。

一、町税の収納について、引き続き奥能登地区地方税滞納整理機構と連携して収納未済に対する取組を行っていただくとともに、震災により、事情が大きく変わった納税者に対しては実情に合った対応に当たるなど、引き続き適正な収納に努めていただきたい。

一、水道・下水道事業について、アセットマネジメントを実施し、その結果を基に水道ビジョンを策定されていたが、震災による管路修繕、人口減少によるダウンサイジングなど大幅な見直しが求められる。今後、町が定める復興計画と調整を図り、持続可能な運営を再考していただきたい。

一、病院事業について、看護師等修学資金貸付事業で採用された看護師が離職しないよう、定期的なヒアリングやフォローを行い、定着するようより一層の努力を求める。また、奥能登2市2町の公立病院とのさらなる連携強化や、予約制乗合タクシーの利便性を図るなど、町民が安心して来院できる環境の構築に努めていただきたい。

令和6年能登半島地震により、町民が行政に求めるニーズが一変し、町政の運営に大変苦慮されていると推察します。

発災当初から、各分野のエキスパートを全国各地から当町に派遣していただき、現在、復旧・復興にご尽力いただいています。

これは、当庁の職員にとっては、この上ないスキルアップのチャンスでもあり、そのスキルをしっかりと吸収し、今後、ほかの地域で災害があった際には、当町職員がいち早く駆けつけ、この恩返しができるよう資質向上に努められたいと思います。また、この震災をきっかけに、新たな関係人口を創出されたことも事実であり、今後はさらなる関係人口の構築や拡大を図り、末永く能登の復興に携わっていただくような働きかけをお願いいたします。

今回の震災による当町の避難所体制の在り方や、備蓄品の保管など、危機管理の面から再度検証し、併せて被災状況の記録をしっかりとまとめていただきたいと思います。これは、後世にこの震災を語り継ぐための貴重な資料となります。

終わりに、千年に一度と言われるこの能登半島地震により、我々が住む奥能登地区は、ある意味では「地震大国 日本」において、震災から復興していく先進地となります。

能登の自然、歴史や文化を守り継承しつつ、全国に誇れる新しいまちづくりが成し遂げられることを切に願い、決算特別委員会からの総括といたします。

以上です。

議長（金七祐太郎）

以上をもって、決算特別委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（金七祐太郎）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討 論

議長（金七祐太郎）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採 決

議長（金七祐太郎）

これから、採決を行います。

お諮りします。

認定第1号「令和5年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「令和5年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて」

認定第3号「令和5年度能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「令和5年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「令和5年度能登町水道事業会計決算の認定について」

認定第6号「令和5年度能登町下水道事業会計決算の認定について」

認定第7号「令和5年度能登町病院事業会計決算の認定について」

以上7件に対する委員長報告は、認定であります。

委員長報告のとおり認定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

よって、認定第1号から認定第7号までの以上7件は、原案のとおり認定されました。

休会決議について

議長（金七祐太郎）

日程第22「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、令和6年第4回能登町議会9月定例会議に付議された議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（金七祐太郎）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
大森町長。

町長（大森凡世）

9月定例会議を閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月6日より開会されました本定例会議におきまして、一般会計補正予算をはじめとする多数の重要案件につきまして、開会以来、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案のとおり可決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

これまで発災以来、国や県をはじめ、全国の自治体、そして事業者様、またボランティアの皆様方の多くの支援を受けながら、インフラ、道路、水道や、また避難所運営等、初期の災害対応を進めてきました。そしてまた、仮設住宅も予定をしてた戸数が全て完成をし、また、8月末日をもって避難所も全て閉鎖をすることができました。これも本当に全国の皆様からの応援のおかげでありまして、改めまして感謝と御礼を申し述べたいというふうに思っております。

そして、これからは、今は本格的なインフラ復旧のための準備、また地域の再建に向けた取組を鋭意進めているところでございます。

これからも町といたしましては、地域の思いというところに重きを置きながら、町の復旧・再建に全庁一丸となって取り組んでまいりますので、変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、今、全国的に地震、台風、豪雨というところが多発をしております。災害はいつ起こるか分からないというところで、住民の皆様には十分な災害に対する心構え、そして備え、ローリングストックというところをお願いを申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

皆さん、お疲れさまでございました。そして、ありがとうございました。

散 会

議長（金七祐太郎）

以上で本日は散会いたします。

一同起立、礼。

お疲れさまでした。

散 会（午前10時24分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和6年9月19日

能登町議会議長 金 七 祐太郎

会議録署名議員 鍛冶谷 眞 一

会議録署名議員 小 浦 肇